

ISFJ2022

政策フォーラム発表論文

入湯税の経済分析

— 観光を起点とした地域活性化をめざして¹ —

慶應義塾大学

田邊勝巳研究会

観光①

倉上英、齋藤拓斗、佐藤七海、綿貫創悟

2022 年 11 月

¹ 本稿は、2022 年 12 月 10 日、11 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2022」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

観光振興は人口減少や少子高齢化に伴う諸問題の解消といった地方創生に寄与するため、自治体には観光振興を推進する意義がある。一方、観光振興の推進、およびそれに伴う諸問題の解決には財源の確保が必要である。しかし、自治体は人口減少や少子高齢化に伴い、長期的に住民からの税収の確保が難しくなると考えられるうえ、経常収支比率も高水準で推移しており財政の硬直化が見られるため、観光予算に充てる財源の確保が難しい状況にあると言える。そこで、自治体の裁量で導入でき、観光に財源を充てることもできる入湯税、宿泊税、宿泊税以外の法定外税、受益者分担金・負担金、協力金、寄付金（ふるさと納税）を比較した結果、実現可能性、財源の安定性、インパクトの3つの観点から入湯税が妥当だと結論付けた。そこで本稿では入湯税に着目し、入湯税および超過課税の導入により、自治体の観光予算の安定的な確保を実現できるのではないかと考えた。

入湯税は標準とする税額が150円と定められているが、各自治体が条例の改定によって税率の変更が可能である。入湯税の使途は制定当時のままで、現状と乖離した目的のものが含まれている。そのため、自治体によっては、入湯税の使途が固定化され、観光とは直接的な関係のない事業に充てられているケースも少なくない。そこで、超過課税の導入（税率引き上げ）により、引き上げ分を新たに観光関連事業に充てる自治体が増えている。しかし、超過課税の導入は事業者や利用客といったステークホルダーからの理解を得ることが難しい。

そこで、本稿では、入湯税の税率の変動は当該地域の宿泊者数にどのような影響を持つのか、入湯税収のうち観光関連に充てられた金額が自治体の観光予算額全体にどの程度の影響を持つのか、また入湯税収の使途とその配分における傾向はあるのかという3つの問題意識に基づき分析を行った。

先行研究として、観光と宿泊に関する論文では山田ほか（2016）、鶴田（2000）を参考にした。温泉地と入湯税について、横川（2018）、梅川ほか（2015）、高橋（2021）、目代ほか（2021）を参照した。調査の限り、温泉地と入湯税との関係についての論文の多くは定性的なものにとどまっており、入湯税が入湯者数に与える影響について定量的な分析を行ったものが少ない。観光予算の決定要因について塩谷（2013）を、入湯税の使途に関する研究として塚本（2021）を参考にした。以上、先行研究より、本稿の分析1は入湯税率引き上げが入湯者数に与える影響について市町村別パネルデータを用いて分析を行っている点に新規性がある。本稿の分析2は、入湯税が充当された事業における観光費や入湯税の使途の配分の傾向を定量的・定性的な分析を通して検証している点に新規性がある。

分析1では、被説明変数に宿泊者数・ $\ln$ 宿泊者数・1客室あたりの宿泊者数、説明変数に入湯税率において、入湯税率の変動が宿泊者数の増減に影響を与えるのかについて分析をおこなった。分析の際、入湯客数が単年度分しか得られなかったため、宿泊者数を代理変数として用いている。その結果、入湯税率の変動が宿泊者数に有意な影響を与えないということが分かった。しかし、分析期間が2012年から2020年の9年間に留まっていること、また分析対象が北海道に留まっていることから、より長期間のデータや日本全体における分析を行うことで有意に表れる可能性が考えられる。したがって、この結果は入湯税率の変動が宿泊者数に影響を与えないと言い切れないと解釈する。

分析2では、入湯税収と自治体の観光費の関係性、入湯税収の使途について分析を行った。前者では、被説明変数に観光客1人当たりの観光費、説明変数に観光客1人当たりの観光に充当された入湯税収において、固定効果モデルによる分析をおこなった。その結果、観光に充当された入湯税収の変動は観光費に有意な影響を与えることが分かった。一

方で、後者では、被説明変数に観光に充当された入湯税収の割合、説明変数に入湯税収において、固定効果モデルによる分析をおこなった。その結果、入湯税収の変動は観光費に有意な影響を与えないことが分かった。後者の分析結果と現実の間に乖離があるか確かめるため、入湯税収の配分に関して各自治体にヒアリングを行った。その結果、入湯税収の配分の基準として主に各自治体の事業費、事業の優先度、各自治体の方針が用いられており、入湯税収額による影響は大きくないことがわかった。

以上を踏まえ、①レシートへの入湯税の使途内訳の印字、②超過課税による税率引き上げ分の税収の **DMO** への出資の 2 つの政策を提言する。①は鉱泉浴場の利用客に入湯税の使途を認知してもらうことで、超過課税への理解を促す。それにより観光客および特別徴収義務者からの理解を得やすくし、超過課税の導入を後押しする。②は税率引き上げ分の税収を観光関連の基金に積み立て、確実に観光予算、その中でも **DMO** への出資に用いることを実現する。以上の提言より、観光を起点にした地方経済の活性化のサイクルを回し、地方再生の推進を目指す。

目次

要約

第 1 章	現状分析・問題意識	6
第 1 節	現状分析	6
第 1 項	国内の観光の現状	6
第 2 項	国内の観光予算の現状	8
第 3 項	予算確保の手段としての入湯税の妥当性	11
第 4 項	入湯税の概要	14
(1)	入湯税の定義	14
(2)	入湯税の変遷	16
(3)	入湯税の税収	16
(4)	入湯税の税率	17
(5)	超過課税	19
第 5 項	自治体における入湯税	21
(1)	入湯税の使途	21
(2)	具体例	21
第 2 節	問題意識	23
第 2 章	先行研究と本稿の意義	23
第 1 節	先行研究	23
第 2 節	本稿の意義	24
第 3 章	分析	25
第 1 節	分析対象	25
第 2 節	入湯税率変動の影響分析	26
第 1 項	分析概要	26

第2項	分析モデル	27
第3項	データと出典	29
第4項	仮説	31
第5項	推定結果および結果の解釈	32
第3節	入湯税収が観光費に与える影響分析	33
第1項	分析概要	33
第2項	データと出典	33
第3項	仮説	35
第4項	推定結果および結果の解釈	35
第1項	分析概要	36
第2項	分析モデル	36
第3項	データと出典	36
第4項	仮説	38
第5項	推定結果および結果の解釈	38
第6項	ヒアリング	39
第4章	政策提言	39
第1節	政策提言の概要	39
第2節	政策提言 1-1 関係者委員会の設置	40
第3節	政策提言 1-2 レシートへ入湯税の使途内訳を印字	41
第4節	政策提言 2 DMO への出資	42
おわりに		45
参考文献・引用文献・データ出典		46

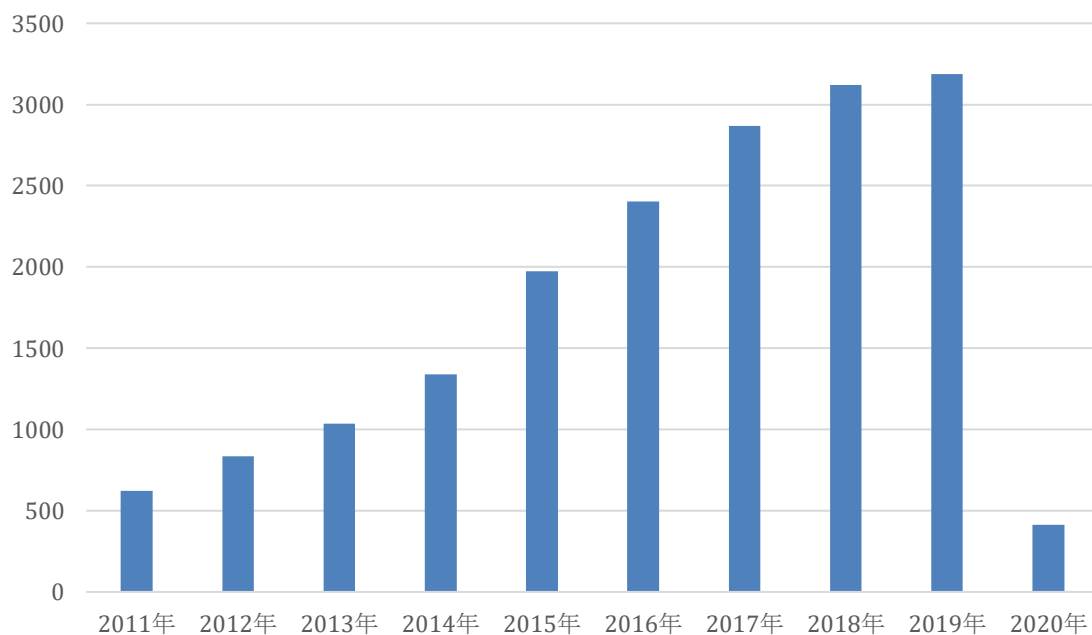
第1章 現状分析・問題意識

第1節 現状分析

第1項 国内の観光の現状

政府は 2003 年から「外国人旅行者訪日促進戦略」に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンとして海外プロモーションを促進するなど、訪日外国人観光客の誘致を促している。その結果、国内の訪日外国人の観光客数は増加している。図表 1 は国内の訪日外国人の観光客数の推移を示したグラフである。

図表 1 訪日外国人観光客数の推移（単位：万人）

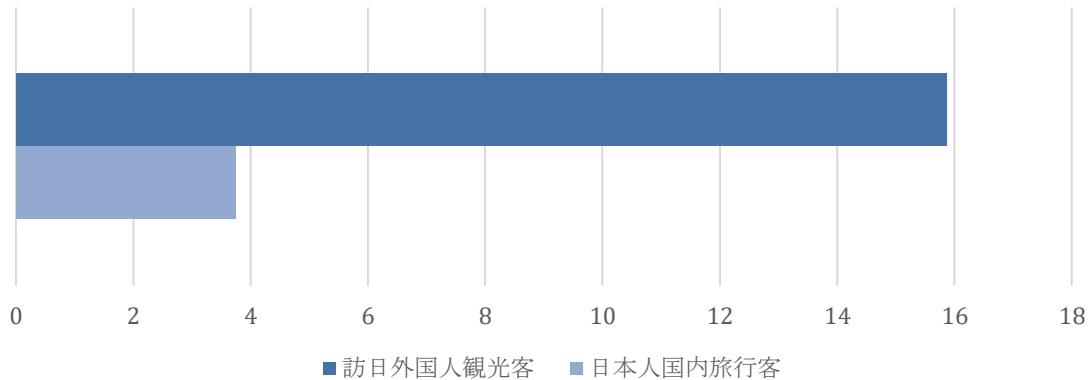


出典：観光庁「令和3年版観光白書」より筆者作成

図表 1 から分かるように、2011 年から 2019 年にかけて、訪日外国人観光客数は年々増加している。2020 年は感染症の感染拡大の影響を受け急激に減少したが、感染状況が落ち着いたのちには、規制緩和などにより観光客数は再び増加すると予想される。日本政府観光局（JNTO）は、水際規制の大幅緩和に伴い、訪日外国人観光客数は回復すると発表し

ている²。また、図表 2 は日本人国内観光客と訪日外国人観光客それぞれの 1 人当たり観光消費額を示したグラフである。

図表 2 1 人当たり観光消費額（単位：万円）



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査 2019 年年間値（確報）」、
「旅行・観光消費動向調査 2019 年年間値（確報）」より筆者作成

図表 2 より、訪日外国人観光客の 1 人当たりの観光消費額は、日本人観光客の 4 倍以上であることが分かる。以上のことから、訪日外国人観光客は日本全体の観光業にとって大きな影響を持つ要素であり、インバウンド受け入れ体制の整備は重要であると言える。また、近年訪日外国人観光客の動向に変化が見られている。具体的には、「モノ消費」から「コト消費」、団体旅行から個人旅行といった変化である³。そのため、自治体は今後、このような観光客のニーズの変化に応じて施策を講じる必要がある⁴。

一方、インバウンドは変動リスクも伴う。観光庁長官の和田浩一はインタビューにて「パンデミックや有事があると、インバウンド需要は変動が大きい。国内観光の新しい需要を掘り起こし、地域経済の活性化につなげることが大事だ。」と述べている⁵。自治体が持続可能な観光を実現するためには、経済的な効果の伸び率が大きいインバウンドだけでなく、国内観光客に対してもアプローチすることでリスクを分散し、安定的な観光需要を確保する必要があると言える。

また、このような国内外の観光客を対象とした観光振興は、自治体にとっては地方創生に寄与するという点で意義がある。人口減少および少子高齢化は、その地域の経済活動の縮小や行政サービスの質の低下を招く。そして、それがさらなる人口減少を引き起こしてしまう。これに対し、自治体は人口減少を少しでも食い止めるために、既にある地域の資

² 日本政府観光局 2022 年 10 月 19 日発表プレスリリースより

³ 自治体実務セミナーHP「【基調講演②】『地方創生に向けた取り組み』」より

⁴ 金琦（2021）

⁵ 「地方創生の切り札に 和田浩一・観光庁長官インタビュー」『読売クォーター2022 冬号』（2022/4/20）より

源を活用し交流人口の拡大を図ることのできる観光に着目している⁶。観光客が増加することで、その地域の宿泊事業者の収益も増加し、それに伴い法人税も増加する。さらにこれらの事業者は従業員を新たに雇うことで、好循環が生まれることが期待されている⁷。

しかし観光振興を推進するにあたり、数多くの課題も挙げられる。例えば静岡県焼津市では、地方創生を目的とした観光振興をするにあたり、収益や集客を目的とした観光施設の設置や誘客イベントの実施は自治体の負担する費用が大きく、施策を継続するのが難しくなることが課題となっている⁸。また、観光庁による、自治体の担当者に対するアンケートによると、約 6 割の人が「観光行政に対する財源不足」を課題と感じていることが分かった。⁹このように、自治体は観光需要への対処、また地方創生の一環として観光振興に取り組む必要があるが、そのために必要な予算が足りていないという問題がある。

第2項 国内の観光予算の現状

前述のとおり自治体が課題に対処するためには観光予算が必要であるが、自治体の財源の確保は難しい状況にある。図表 3 は、日本の総人口および人口分布の推移を示したグラフである。

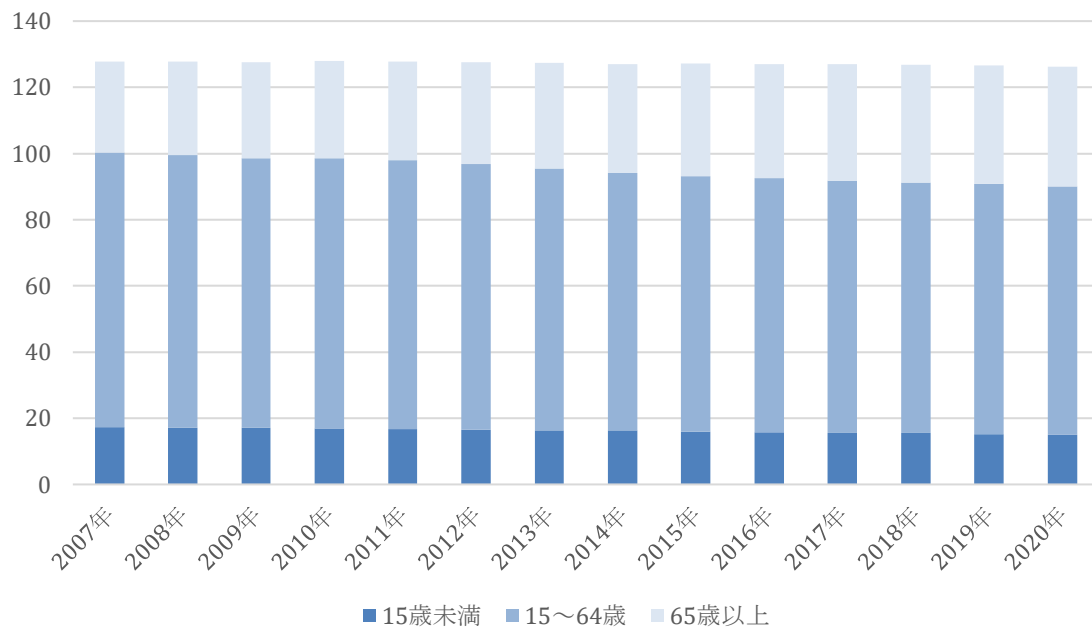
⁶ 金崎（2019）

⁷ 観光庁（2022）「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」より

⁸ 静岡県焼津市（2017）「焼津市観光ビジョン」より

⁹ 観光庁（2013）「平成 25 年度全国自治体観光に関するアンケート調査(調査概要)」より

図表 3 総人口および人口分布の推移（単位：百万人）

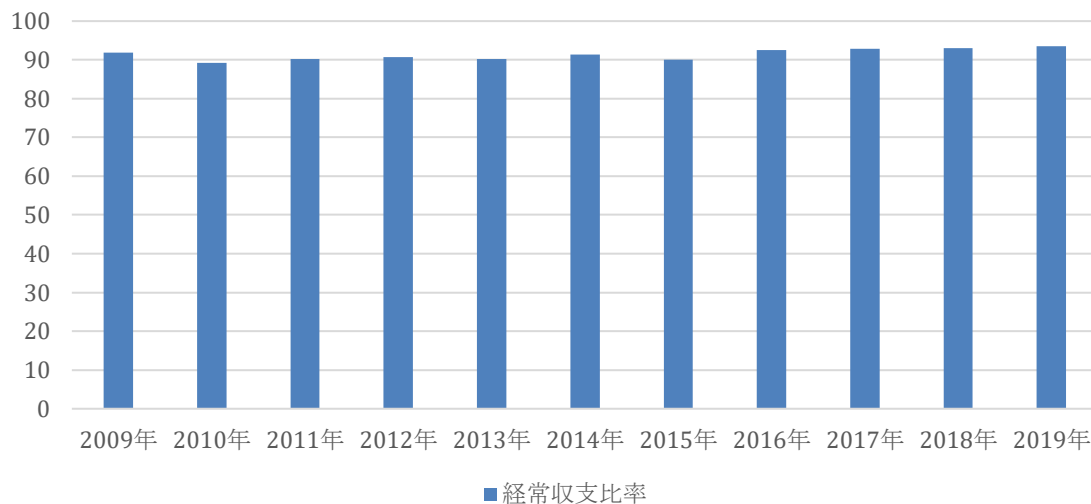


出典：総務省「国勢調査」より筆者作成

図表 3 から分かるように総人口は減少傾向にあり、少子高齢化も同時に進行している。またこの傾向は今後もさらに進行すると予想されている¹⁰。その結果、自治体としては、納税者の減少、経済・産業活動の縮小、また社会保障費の増加が懸念される、そのため、自治体は住民からの税収の確保に頼ることが今後さらに難しくなると考えられる。また、このような財源の縮小と同時に、財源の硬直化も生じている。図表 4 は国内の各自治体の経常収支比率の平均の推移を示したグラフである。

¹⁰ 日本総研 調査部 主任研究員 蜂屋勝弘「人口動態から探る地方財政の将来像」より

図表 4 市町村の経常収支比率推移（単位：％）



出典：総務省「財政構造の弾力性 1.経常収支比率（推移及び内訳）」より筆者作成

経常収支比率は、財政構造の弾力性、すなわち社会情勢の変化に対応するための財源がどの程度確保できるかを示す指標である。また、この値は「経常経費（毎年支出が必要となる義務的経費）÷経常一般財源（自治体が自由に使途を決められる収入）」として算出される。つまり、経常収支比率が高ければ、自治体が自由に使途を決められる財源が少ないということである。これを財政構造の硬直化と言う。経常収支比率の数値は一般的に70~80%が適切と言われているが¹¹、図表5によると、国内の自治体は平均して90%台で推移しており、財政構造の硬直化が見られる。この状態では、社会保障をはじめとする義務的経費に財源の大半を割いており、観光予算をはじめとする非義務的予算に十分な財源を充てることが難しいことが分かる。また、この財源の硬直化は前述の少子高齢化による影響が大きい。高齢者1人当たりにかかる行政コストは相対的に高いため、高齢者の増加は自治体の歳出の増加につながる¹²。

このように、日本の各自治体は、観光需要の増加に伴い観光予算を確保する必要があるにも関わらず、その予算の確保が難しい状況にあることが分かる。そこで本稿では、観光予算の確保の手段の1つとして、入湯税に着目する。ただし、本稿では自治体の財源確保を対象とし、国や観光協会、観光地域づくり法人（DMO）¹³、特別地方公共団体¹⁴といっ

¹¹ 千代田区「令和2年度財政レポート」より

¹² 日本総研 調査部 主任研究員 蜂屋勝弘「人口動態から探る地方財政の将来像」より

¹³ 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人のこと。（観光庁HPより）

¹⁴ 地方公共団体のうち、普通地方公共団体（都道府県および市町村）以外を指す。特別区や財産区、地方開発事業団などが該当する。（東京都HPより）

た非営利組織の財源は直接的には対象としない。根拠としては、国は自治体の観光予算の一部を補助金等によって間接的に担っていると言えるが、観光振興は各地域の資源性に依存しているため、ほとんどの観光施策は各自治体が独自に進めるべきものであるからだ。また、国の補助金は使途の制約が大きいいため、国の補助金に依存すると自治体は効果的な施策を講じることは難しい。

第3項 予算確保の手段としての入湯税の妥当性

観光予算確保の手段として入湯税に着目した理由を述べる。図表 5 は、自治体が観光予算を確保するにあたり、財源として考えられるものを比較した結果である。

図表 5 観光予算確保の手段の比較結果

	実現可能性					財源の安定性		インパクト	
	条例制定不要	既存事例	小規模な自治体	関係者の理解	地域に合わせた制度設計	見通し	強制力	財源の大小	観光予算の確保
入湯税	○	○	○	△	×	○	○	○	△
宿泊税	×	△	△	△	△	△	○	○	○
その他の法定外税	×	△	○	△	△	○	○	×	○
受益者分担金・負担金	○	△	○	○	△	○	○	△	△
協力金	○	○	△	○	○	×	×	×	○
寄付金 (ふるさと納税)	○	○	△	○	○	×	×	△	○

筆者作成

「その他の法定外税」とは、ここでは観光に関連する宿泊税以外の法定外税を指す。具体的には、静岡県熱海市の別荘等所有税、沖縄県座間味村の美ら島税などが挙げられる。また、本稿では、評価軸として3つの大項目、さらに細分化した9つの小項目を設定し、各項目において○、△、×で評価付けをした。各項目について下記に説明する。

① 実現可能性

この大項目では、自治体が導入するにあたってどのような障壁があるのかを比較した。

(ア) 条例制定不要

導入のフローに条例の制定がある場合、導入まで約2年かかる¹⁵。そのため、導

¹⁵ 観光庁（2022）「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」より

入にあたり条例の制定が必要なものは×、不要なものは○とした。入湯税は法定税であり既に条例で定められているため○であるのに対し、宿泊税およびその他の法定外税は法定外税なので×とした。また、受託者分担金・負担税は条例の制定が必要なので×、協力金、寄付金は条例の制定は不要なので○とした。

(イ) 既存事例

自治体が導入するにあたり、国内で既存の事例があることは導入時の制度設計や手続きなどを進める際に有効と考える。入湯税は2020年時点で127の自治体が徴収しているため○とした。一方、宿泊税は2022年3月時点で7つの自治体しか導入しておらず、導入している自治体は東京都や大阪府といった財源が大きい自治体や、京都市や熱海市といった既に観光業が盛んな自治体が大半を占めるため、△とした。その他の法定外税は、導入事例自体は少ないが、その中には規模の小さな自治体も含まれているため、△とした。受益者分担金・負担金は、観光以外の目的での導入事例は数多くあるが、観光財源として導入をした事例は非常に少ないため、△とした。協力金および寄付金は、自治体において実施事例が多いため、○とした。

(ウ) 小規模な自治体

この項目では、財源が小さい、人口や観光客が少ないといった小規模な自治体でも導入しうるのかという観点から比較した。入湯税は、特別徴収義務者とされた鉱泉浴場施設の利用者がいれば徴収できる。それに対し、宿泊税は宿泊施設の利用者から徴収するものだ。近年見られる観光の短期化および日帰り客の増加の傾向を踏まえると、小規模な自治体にとっては宿泊者数に依存する宿泊税は、入湯税に比べ劣ると判断したため、入湯税は○、宿泊税は△とした。また、その他の法定外税は、①—(イ)でも述べたとおり、小規模な自治体でも導入事例があり、その地域に合わせた制度設計ができるため○とした。受託者分担金・負担金もその他の法定外税と同様、地域に合わせた制度設計ができるため○とした。協力金については、その自治体の人口や観光客が少ない場合、十分に徴収できない可能性があるため△とした。寄付金（特にふるさと納税）は、小規模な自治体でも簡単に導入できるが、どれほどの財源を確保できるかはその自治体のプロモーション次第なので△とした。

(エ) 関係者の理解

自治体は新たな財源の導入にあたり、複数のステークホルダーから理解を得る必要がある。ステークホルダーからの理解を得やすいかという観点から比較した。入湯税、宿泊税、その他の法定外税は、導入にあたりそれぞれ徴収対象とする事業者からの理解を得る必要がある。事業者側は、導入に伴い事務作業が増えるだけでなく、利用料金が上がるため客数が減少するのではないかという懸念が生じる。また、入湯税とその他の法定外税は、観光客以外の地域住民にも課税される場合もあるため、導入にあたり説明が必要となる対象者はさらに増加する。そのため、これら3つは△とした。受益者分担金・負担金は、費用を負担する事業者にも利益があるという点では理解を得やすいと言えるため、○とした。協力金は、法定外税と同様に、対象となる事業者の事務作業は増加する。しかし、利用者の支払いは任意なので法定外税に比べ理解は得やすいと判断したため、○とした。寄付金の導入により不利益を被る関係者はほとんどいないことから○とした。

(オ) 地域に合わせた制度設計

自治体が新たに導入するにあたり、その自治体の特性に即した柔軟な制度設計かどうかを比較した。入湯税は、税率の変更に関して各自治体に裁量がある一方、課税対象が地方税法にて既に定められているため、他の財源に比べその地域の特性に合わせた制度設計は難しいと言えるので×とした。宿泊税は、定額制と定率制で選択の幅があるうえ、課税対象者の範囲を定めることができる。そのため、民泊やワーケーション、グランピングなど、その地域に合わせて柔軟に制度を設計したうえで導入することができる¹⁶。またその他の法定外税、受益者分担金・負担金、協力金、寄付金についても、課税対象者を自治体が設定できる。しかし、宿泊税やその他の法定外税は税金という性質上、課税対象を一部の区域に限定することができない、すなわち観光地以外も課税対象となってしまう¹⁷。よって、この2つは△とした。また、受益者分担金・負担金は、導入時に特定の事業を決定し、導入後もそれを変更することができないため、状況に応じた柔軟な観光施策に財源を充てることは難しい¹⁸と考えられるので△とした。協力金、寄付金は○とした。

② 財源の安定性

自治体が観光予算を確保するにあたって、その財源が安定していなければ、持続可能な観光振興は難しい。そのため、その財源の安定性も項目として設置した。

(ア) 見通し

財源の金額の見通しが立てやすいかという観点から比較した。入湯税および宿泊税は、それぞれ入湯客数や宿泊客数に税収が左右される。しかし、入湯税については地域の住民の鉱泉浴場施設の利用にも課税されるため、宿泊税に比べ、税収の変動リスクは少ないと言える。そのため入湯税は○、宿泊税は△とした。その他の法定外税は、課税対象次第では安定した税収を見込むことができる。受益者分担金・負担金は、非常に限定された受益者から費用を徴収するため、財源自体は極めて安定していると言えるので○とした。協力金、寄付金については、それぞれ客数やサイトの閲覧数、知名度などが大きく収入額を左右するため、×とした。

(イ) 強制力

安定した財源の確保にあたり、強制力の有無は大きな影響を与える。入湯税、宿泊税、およびその他の法定外税は税金なので強制力があるため○とした。また、受益者分担金・負担金も受益者に対し強制力を持つので○とした。一方協力金、寄付金は強制力がなく、納税者および寄付者の任意に任されるため、×とした。

¹⁶ 観光庁（2022）「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」より

¹⁷ 公益社団法人日本観光振興協会（2015）「第10回DMO研究会会議録」より

¹⁸ 公益社団法人日本観光振興協会（2015）「第10回DMO研究会会議録」より

③ インパクト

自治体が導入したとしても、観光予算に対するインパクトが少なければ導入の意義が薄れるため、観光予算の増額にどれほど寄与するのかという観点を設けた。

(ア) 財源の大小

それぞれの財源の規模を比較した。入湯税の税収額は、特別徴収義務者や利用客数に左右されるものの、小規模な自治体でも鉱泉浴場施設があれば超過課税などにより、ある程度の財源を確保することが可能であるため、○とした。宿泊税は一定の宿泊客数がいれば、税率を自治体で独自に設定することで財源を確保することができるため、○とした。その他の法定外税は、税の特性上課税対象がかなり限定的になるため、税収自体も大きくなりにくいので×とした。受益者分担金・負担金は、特定の受益者から特定の事業に充てるための徴収なので、規模も限定的であるため△とした。協力金は、②—(イ)でも述べたとおり任意の支払いであり納税者数が限定的なので×とした。寄付金は、事業プランや返礼品の魅力次第では多くの寄付金を集められる可能性があるが、自治体のプロモーション次第では寄付金を十分に集められないリスクもあるため、△とした。

(イ) 観光予算の確保

財源が観光予算に配分されるのかという観点から比較した。入湯税は、定められている使途の一部に観光振興が含まれているが、観光に関係のない事業に使用される可能性もあるため、△とした。一方宿泊税は、使途が観光関連に限定されているため、○とした。その他の法定外税、受益者分担金・負担金、協力金、ふるさと納税は導入時点で自治体が独自に使途を定めることができるため、○とした。

以上の比較から、○、△、×の順に数が多く、3つの大項目でのバランスが良いという点から、自治体が観光予算を確保するためには入湯税が妥当だと判断した。

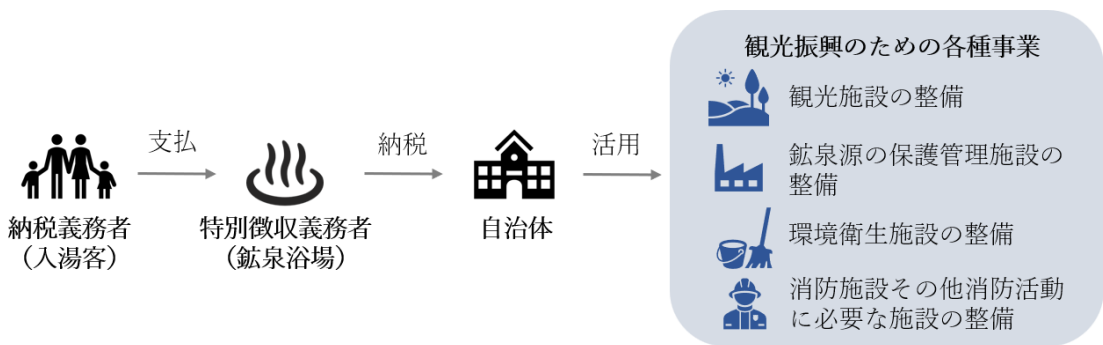
第4項 入湯税の概要

(1) 入湯税の定義

まず入湯税の定義について述べる。入湯税は、鉱泉浴場所在の自治体が鉱泉浴場における入湯行為に対して課す目的税である¹⁹。また、旅館等が特別徴収義務者として、納税義務者である入湯客から入湯税を徴収し、市町村へ納入するものである。図表6は入湯税の徴収フローを示した図である。

¹⁹ 総務省より

図表 6 入湯税の徴収フロー

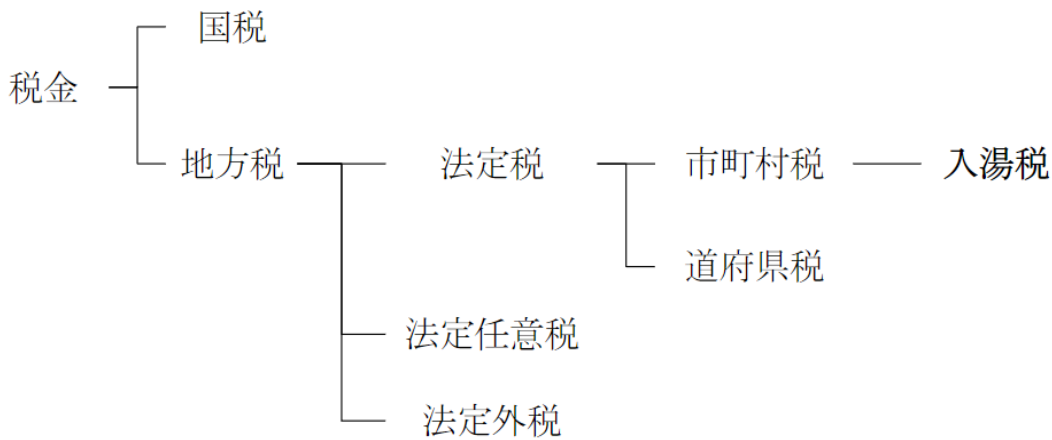


出典：鶴岡市「入湯税特別徴収の手引き」より筆者作成

ただし、自治体内に特別徴収義務者がいない場合、入湯税が条例で定められていても税金は徴収されない。また、特別徴収義務者となる鉱泉浴場には公共浴場は含まれない。

入湯税の使途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てると定められている²⁰。そして、入湯税の区分は図表 7 のとおりである。地方税の法定税に区分されており、市町村が独自に課税することのできる税金である。

図表 7 入湯税の区分



筆者作成

²⁰ 地方税法第 701 条より

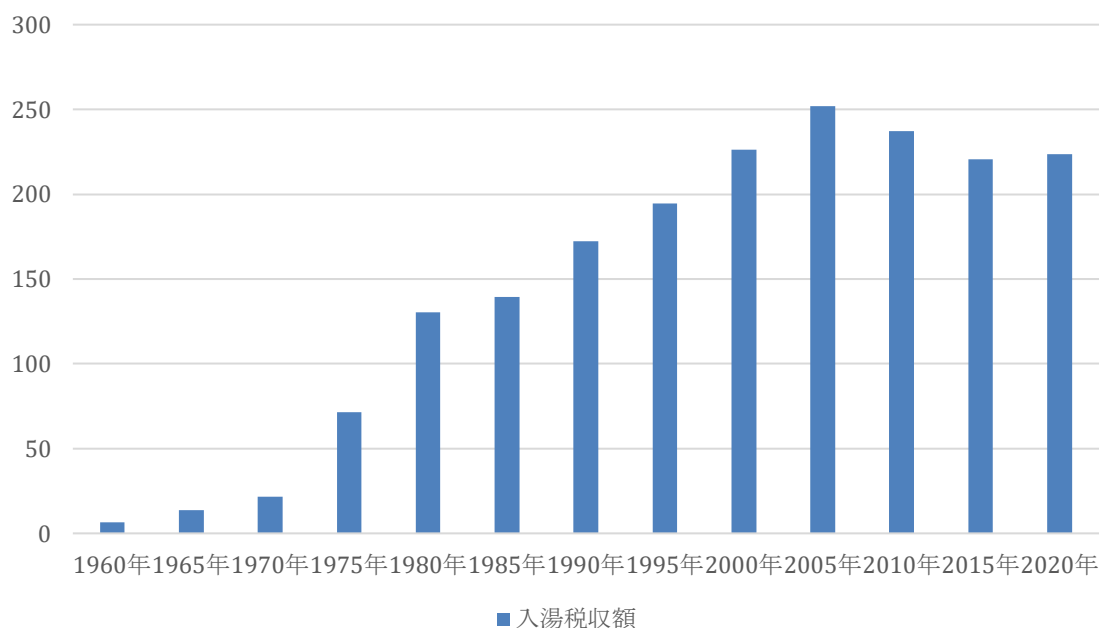
(2) 入湯税の変遷

続いて、入湯税の変遷について説明する。1947年に地方税法が改正された際、道府県が鉱泉浴場の入湯客に対して課税する税として「入湯税」が定められた。また、市町村はこの税に付加税を課すことができるとされた²¹。1950年に再び地方税が改定され、市町村が課す法定普通税となった。1957年から1991年にかけて、3回地方税が改正され、入湯税の使途が環境衛生施設その他観光施設の整備、消防施設の充実、観光の振興が使途と定められた。また、税の区分としては、1950年に地方税法によって間接税と定められたが、1957年に現行の目的税となった。

(3) 入湯税の税収

次に、入湯税の税収について述べる。図表8は日本全体の入湯税収額の推移を示したグラフである。

図表8 日本全体の入湯税収額の推移（単位：億円）



出典：総務省「地方税の税目的別収入額及びその割合の推移」より筆者作成

標準とする税額が150円となった1957年以降、年々税収が増加している。東日本大震災の後には被災者等である入湯客に対し免税する特例が設けられたこともあり²²、2011年以

²¹ 梅川、吉沢、福永（2015）

²² 福島市会津若松市「東日本大震災による被災者に対する市民税等の課税の特例に関する条例施行規則」より

降は税収が減少した。その後は再び増加傾向にあったが、2022 年は感染症の流行の影響を受け、入湯客の急減に伴い税収も減少した。

(4) 入湯税の税率

入湯税は、標準とする税額が 1977 年に 1 人 1 日 150 円と定められて以降、現在までそのまゝの税額である。しかし、実際には条例の制定により市町村ごとに別途税率を定めることができる。標準とする税額を上回る税率を設定する場合は超過課税、標準税率を下回る税率を設定する場合は減税、そして修学旅行生など特定の利用者に対する課税をしない場合は免税と呼ぶ。例えば別府市では、図表 9 から分かるように、発生金額や滞在期間によって個別に税率を設定している。

図表 9 別府市における入湯税率

宿泊料機または飲食料金 (※消費税は含まない)	税率 (1日1人あたり)	
	短期滞在者 (日帰り~6泊7日まで)	長期滞在者 (7泊8日以上、1泊目から適用)
1500~2000円	50円	25円
2001~4500円	100円	50円
4501~6000円	150円	75円
6001~50000円	250円	125円
50001円~	500円	250円
娯楽施設を有する場所における 鉱泉浴場を利用するもの	40円	—

出典：別府市 HP より筆者作成

このように各自治体は独自に税率を設定している。図表 10 は 2018 年時点での各自治体の設定する税率の分布を示したものである。

図表 10 各市町村における税率

税率	市区町村数	構成比	自治体名
20円	1	0.001	広島県世羅町
40円	4	0.0041	北海道島牧村・長沼町、岐阜県海津市、大分県臼杵市
50円	10	0.0103	北海道赤平市・滝川市・訓子府町・むかわ町、栃木県市貝町、東京都あきる野市、愛知県日進市、岡山県和気町、広島県福山市、香川県三豊市
70円	2	0.0021	北海道幌加内町、宮城県大和町
80円	3	0.0031	栃木県芳賀町、鹿児島県日置市・湧水町
100円	44	0.0451	北海道稚内市・美瑛市・厚沢部町・京極町・上富良野町・中富良野町・苫前町・羽幌町・日高町・新冠町・大樹町・別海町、福島県鏡石町、茨城県常陸大宮市・神栖市、栃木県矢坂市、神奈川県横浜市、新潟県上越市・聖籠町、福井県福井市、長野県須坂市・小谷村・小布施町・木島平村、岐阜県本巣市・郡上市・揖斐川町、静岡県掛川市、京都府福知山市、大阪府岸和田市、兵庫県養父市、奈良県吉野市、岡山県粟倉村、徳島県上勝町、香川県綾川町、佐賀県鹿島市・玄海町、熊本県嘉島町、宮崎県綾町・高千穂町、鹿児島県伊佐市・さつま町
120円	2	0.0021	新潟県南魚沼市、宮崎県延岡市
130円	2	0.0021	栃木県那須烏山市、静岡県松崎町
150円	876	0.8985	静岡県熱海市・伊東市、岐阜県高山市、北海道函館市、愛媛県松山市、市川健七尾市 ほか
200円	2	0.0021	大阪府箕面市、岡山県美作市
210円	1	0.001	三重県桑名市
250円	2	0.0021	北海道釧路市・上川町
不明	26	0.0267	北海道松前町・留寿都村、青森県西目屋村・風間浦村、山形県鮭河村、福島県昭和村、新潟県加茂市・粟島浦村、山梨県早川町・道志村、長野県南相木村・王滝村・栄村、奈良県天川村・十津川村、和歌山県すさみ町・太地町・古座川町・北山村、島根県海士町、福岡県久山町・大任町、熊本県西原村・南阿蘇村・御船町・水上村
合計	975	1	

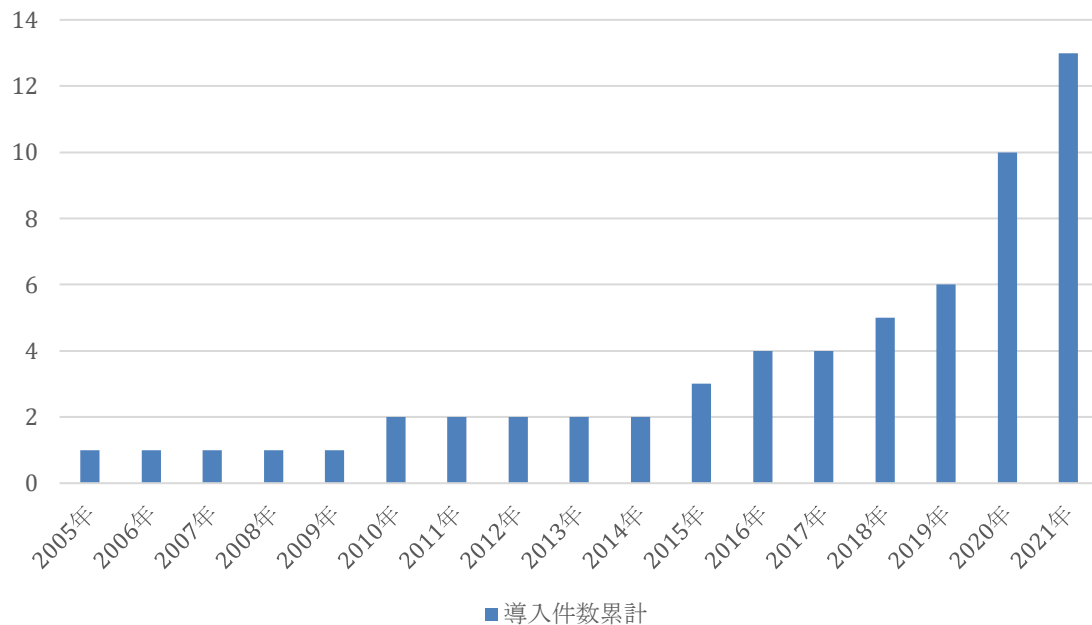
出典：熱海市観光建設部観光経済課（2018）「全国自治体別入湯税額の推移」より筆者作成

標準とする税額である 150 円を採用する市町村が最も多いが、20 円から 250 円まで幅広く分布している。前述のように、観光予算の確保が難しい自治体の状況を踏まえると、超過課税を導入することができれば、その解消につながりうると考えられる。そこで、今回は超過課税の導入に着目する。

(5) 超過課税

図表 11 は超過課税を導入する累計の自治体数の推移を示したグラフである。

図表 11 超過課税の導入件数の推移（単位：件）



出典：各自治体のデータより筆者作成

図表 11 より、初めて超過課税が導入された 2005 年以降、徐々に導入する自治体は増加しており、ここ数年で導入する件数は急増していることが分かる。また、2021 年時点で超過課税を導入したことのある自治体は 13 個にのぼる。そして、図表 12 ではそのうち直近で超過課税を導入した自治体の一部を紹介する。

図表 12 超過課税の導入事例

自治体名	導入年	税率	導入の背景
北海道登別市	2020 年	300 円	訪日外国人観光客の増加に伴い、観光客のニーズに対応する必要性が生じた ²³ 。
北海道伊達市	2020 年	300 円	引き上げ分は、伊達市大滝区の観光振興基金に積み立て、大滝区の観光振興事業に充てる ²⁴ 。
北海道壮瞥町	2020 年	300 円	観光客誘致の強化や受け入れ環境の整備、施設の適切な維持管理等を推進し、さらなる観光振興を図る ²⁵ 。

筆者作成

図表 12 より、ここ数年で超過課税を導入した自治体は、地域の観光振興に充てる財源の確保のために導入したことが分かる。また、入湯税は自治体によっては使途が固定化されてしまい、新たな観光事業に充てることが難しいため、超過課税を導入することでその引き上げ分を新たな事業に充てるという場合もある²⁶。このように、観光予算の確保の手段として、入湯税の税収に着目する自治体は増加しつつある。

また、超過課税の導入についてさらに説明する。入湯税は地方税の法定目的税なので、前述のとおり導入の際には条例制定の必要はない。しかし、超過課税を導入するには条例の改定を行い、超過課税の税率や免除規定を定める必要がある。また、超過課税の導入には、特別徴収義務者である鉱泉浴場施設や、納税義務者である入湯客、また地元議会からの理解を得ることも必要である。2015 年に超過課税を導入した北海道釧路市では、導入に際しこれら各ステークホルダーの理解を得るため、13 年間にわたり検討がなされた（第 5 項（2）参照）。

²³ 北海道登別市 HP より

²⁴ 北海道伊達市「北海道伊達市 入湯税一部改定のお知らせ」より

²⁵ 北海道壮瞥町（2020）「令和 2 年壮瞥町議会第 1 回定例会 議会会議録」より

²⁶ 観光庁（2022）「観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」より

第5項 自治体における入湯税

(1) 入湯税の使途

ここで、入湯税の使途について述べる。現在、入湯税の使途は前述のとおり、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てることと定められている。

しかし、時代背景の変化とともに、入湯税の使途を改めて検討する必要がある。例えば当初から入湯税の使途として定められている「環境衛生施設」は、公衆トイレや生活排水など下水の整備、および河川への垂れ流しを防ぐために設定されたものである。現在は温泉地をはじめとする日本各地でそのような整備が進んだうえ、その一部は都市化し住宅街と一体化したことで、入湯税の使途となる事業は一般行政のサービスに併合されている。このように、入湯税は社会環境の変化により、本来の徴収目的からずれたものとなっている²⁷。また、入湯税の使途配分が固定化し、観光とは直接的に関係のない事業に多くの財源が配分されているケースも少なくない²⁸。例えば、北海道東川町にヒアリングをしたところ、直近 10 年間は入湯税収の全額を環境衛生施設の整備に充てていることが判明した。

このように入湯税は社会環境の変化に伴い、本来の徴収目的からずれている場合がある。また、入湯税の使途配分が固定化し、観光と関係のない事業に多く配分されるケースもあることが分かる。

(2) 具体例

釧路市は入湯税の超過課税を導入する自治体の 1 つである。2015 年から超過課税を導入しており、1 人 1 泊 150 円としていた標準とする税額を 250 円に引き上げた。またそれと同時に、もともとの入湯税 150 円分には手をつけず、超過課税 100 円分だけを観光振興に使用することとし、10 年間限定の釧路市観光振興臨時基金を創設した。基金を活用できる事業については、地元関係団体と釧路市による事業検討会において毎年協議をして決定される。

入湯税の税率引き上げのきっかけとなったのは、インバウンドの増加と個人旅行化へのシフトである。釧路市は新たに国際観光地環境整備事業とおもてなし事業を策定したが、これらの事業は行政の補助金だけでは整備できず、独自財源を確保する必要があるため、入湯税の税率引き上げに着目した。

また、釧路市は入湯税率引き上げの制度化に際して様々な検討を行った。まず、税率を一律で 250 円に引き上げる場合、阿寒湖温泉地区などの観光地の事業者からの理解は得られても、税率引き上げは釧路市全体に反映されるため、釧路市全体で理解を得る必要があった²⁹。そこで、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館等の奢侈性の高い宿泊

²⁷ 合田、P.J.バロン、三友（2018）

²⁸ 高坂（2020）

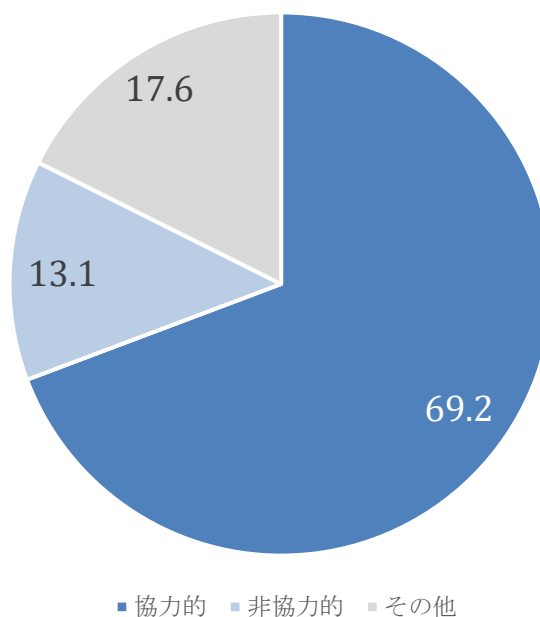
²⁹ 公益社団法人日本観光振興協会（2015）「第 10 回 DMO 研究会会議録」より

施設における入湯行為のみ 250 円とし、それ以外は軽減措置として税率を 150 円のままとした³⁰。

また、入湯税の使途についても、地元から要望されていた事業は入湯税の本来の目的と異なると結論づけられ、要望されていた事業を一部除外し、本来の目的である観光振興に該当する事業にのみ入湯税収を充当することとした³¹。

さらに、税率の増加額について阿寒湖温泉来訪者に対し調査を実施した結果、図表 13 のようになった。

図表 13 金銭的協力に対するアンケート（単位：％）



出典：北海道釧路市（2015）「入湯税の超過課税とまちづくり」より筆者作成

図表 13 によると使途が明確な場合に消費者は理解を示し、協力したいという回答が約 7 割にのぼることが分かる。そこで、釧路市観光振興臨時基金を新設し、入湯税収を基金化することで、使途とその金額を明確にした。

このようにして、税率引き上げの検討当初はステークホルダーからの理解の獲得に苦戦していたが、細かな調査、検討を行うことで理解を得ることができ³²、2015 年より入湯税の超過課税を実現した。

³⁰ 釧路市阿寒観光振興課「入湯税の超過課税と観光まちづくり」より

³¹ 公益社団法人日本観光振興協会（2015）「第 10 回 DMO 研究会会議録」より

³² 観光庁「観光地域づくり事例集～グッドプラクティス 2018～」より

第2節 問題意識

以上の現状分析より、入湯税の標準とする税率はや使途は、約 40 年間にわたり変更されていないこと、観光関連事業の財源確保のために超過課税を導入する自治体が増加していること、また入湯税の使途は自治体によりばらつきがあることの 3 点が判明した。

上記を踏まえ、本稿では 2 つの問題意識に沿って分析する。まず、入湯税の超過課税を導入することで、観光関連の事業に充てる財源を確保する自治体が増えている一方、超過課税の導入には多数のステークホルダーからの理解を得ることが不可欠である。事業者は税率の引き上げにより施設の利用者が減少することを懸念する傾向にある。そのため、「入湯税の税率の変動は入湯者数にどのような影響を与えるのか」を実証分析により検証する。

また、入湯税は観光予算を確保する手段として、他の財源よりも実現可能性や安定性、規模において優位にあることが示された。一方で観光予算の配分という面では劣位にあるといえる。これは入湯税が観光以外にも充当可能な財源であること、また一部の自治体においてその使途が不明瞭であることが要因として挙げられる。そこで、「複数の使途のうち、観光に充当された入湯税収が自治体の観光支出にもたらす影響」と「入湯税収の使途とその配分における傾向」を定性的かつ定量的に検証する。

以上の 2 つの問題意識を明らかにした上で、自治体に対し超過課税の導入時に生じる課題を解消する施策、および超過課税により引き上げた分の税収の効果的な使途を提言し、自治体の観光振興による地域活性化および観光需要の増大への対応を可能にする。

第2章 先行研究と本稿の意義

第1節 先行研究

観光と宿泊に関する論文として、山田ほか（2016）を参照する。山田ほか（2016）では、人泊数と人口の関係性について分析を行っている。その結果、宿泊客数は昼間人口や夜間人口といった地域の人口規模や、その増減傾向と一定の相関関係があることを示されており、両者が独立した存在ではない可能性を示唆している。鶴田（2000）では、宿泊産業の立地展開に関して理論的に分析することを目的としており、稼働率を規定する要因は距離、人口規模、観光資源であることが示唆されている。

温泉と入湯税について横関（2018）、梅川ほか（2015）、高橋（2021）、目代ほか（2021）を参照した。横関（2018）では、湯布院温泉浴場利用者を対象に試行的アンケートを行い、受益負担関係の整理を行っていた。梅川ほか（2015）では、入湯税の超過課税

分を新たな財源として観光まちづくりに活用できる仕組みについて焦点をあてて研究を行っていた。高橋（2021）では、北海道登別市に焦点をあてて入湯税の取り組みについて論じている。このように入湯税の超過課税に関する論文は定性的なものにとどまっている。目代ほか（2021）では、日本の主要な 80 箇所以上の温泉地を対象に、温泉地が位置する市町村の宿泊者数と入湯税収、訪日外国人宿泊者数を被説明変数として、宿泊施設の質や自然・文化資源の数、アクセシビリティ、訪日外国人宿泊者数の構成割合が及ぼす影響を重回帰モデルと一般化線形混合モデルを用いて検証している。その結果、宿泊者数の中でも訪日外国人宿泊者の構成割合が多い温泉地ほど、宿泊需要が大きくなることを示唆している。しかし、プールドデータを使用しており、時間による変化の影響を考慮できていないと考えられる。

さらに、観光予算の決定要因について塩谷（2013）を参照する。塩谷（2013）では、クロスセクションデータを用いて、日本の都道府県の観光予算の決定要因を分析した。2009 年のデータを分析した結果、観光予算額は、観光需要や観光収入源に影響されることが示された。また、都道府県の観光予算は補助金に依存しているが、独立した財源を確立することが不可欠であることが示唆された。しかし、同研究では、パネルデータ、市区町村単位による検証はなされていない。

最後に、入湯税の使途に関する研究として塚本（2021）を参照する。塚本（2021）では、各都道府県における入湯税収のうち、観光振興、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備と観光入込客数の間にはほとんど相関関係は認められないが、観光施設との間には弱い負の相関（相関係数-0.22）、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備との間には強い正の相関（相関係数 0.70）が見られることを明らかにした。また、目的税である入湯税の使途について、一部では納税者に適切に周知ができていないことがこれからの課題であることが示唆された。

第2節 本稿の意義

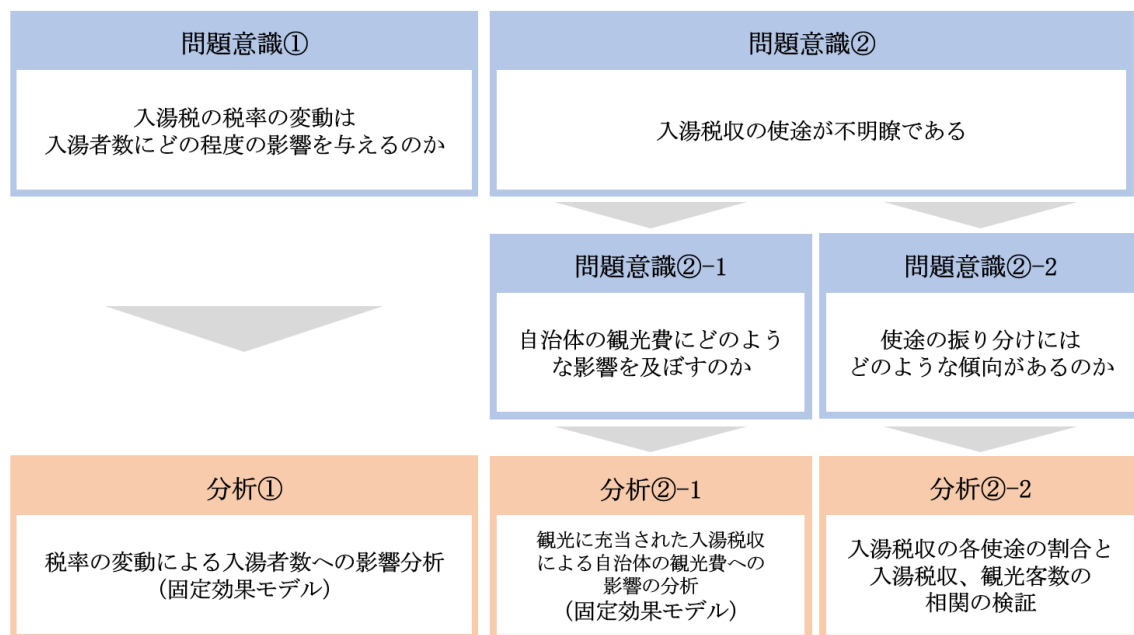
先行研究の限界として、まず入湯税と温泉に関する定量的な論文が少ないことが挙げられる。超過課税について導入過程やその使い方などを論じるものは存在したが、どれも定性的なものにとどまっており、定量的な分析をしているものはない。特に入湯者数に入湯税率の変動が与える影響について分析した論文は調査した限り見つからなかった。温泉地に対する需要分析も定量的に行われた論文も存在したが、クロスセクションデータやプールドデータであり、パネルデータによる分析は行われていないことが先行研究の限界として挙げられる。観光費に関しても、定量的に分析した研究は存在する。しかし、同研究では、パネルデータ、市区町村単位による検証はなされていない。また、入湯税の使途に関し、観光への充当に焦点をあてた研究も存在するが、配分の傾向について検証したものは少ない。

よって本稿では、入湯税率の引き上げが入湯客数の増減に与えている影響を市町村別パネルデータを用いて定量的な分析を行うこと、および入湯税が充当された事業における観光費や入湯税の使途の配分の傾向を定量的・定性的な分析を通して検証することに新規性があり、注目に値する研究である。

第3章 分析

以上の問題意識および先行研究に基づき、本稿では3つの分析を行う。図表14は本稿における分析への流れを図示したものである。

図表 14 分析への流れ



筆者作成

分析①として入湯税の税率の変動による入湯者数への影響分析、分析②-1として観光に充当された入湯税収による自治体の観光費への影響の分析、分析②-2として入湯税収の各市との割合と入湯税収、観光客数との相関の検証を行う。

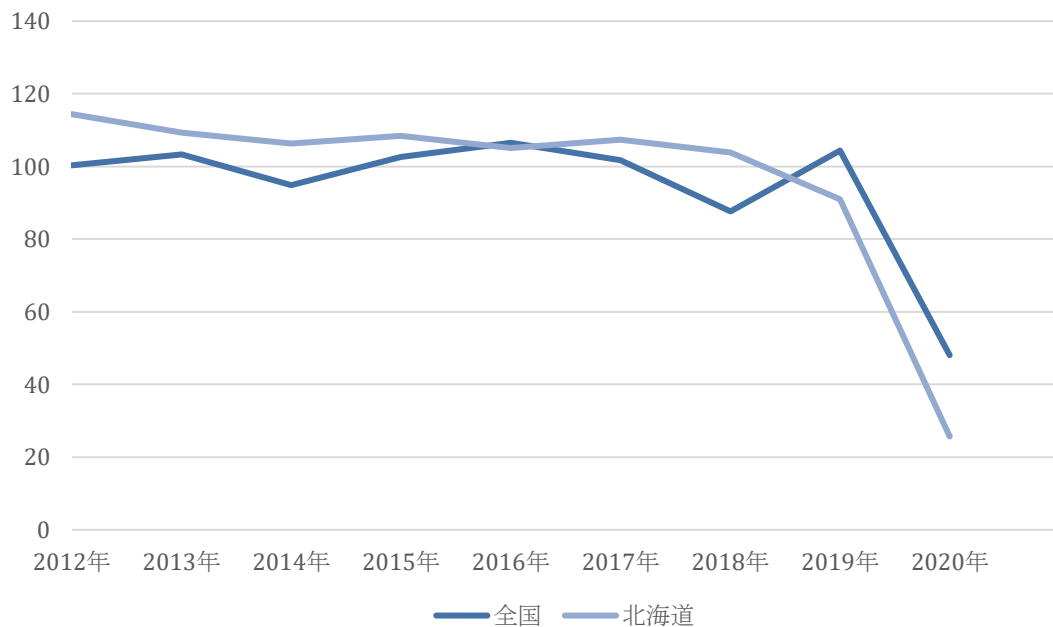
第1節 分析対象

本稿では、データ取得の観点から北海道を分析対象と設定した。北海道は日本でも最も温泉数が多いため³³、特別徴収義務者がいないという理由で入湯税が徴収できていない自治体が少ない。また北海道では、現状分析でも述べたような少子高齢化や観光需要の増大、財政の硬直化に伴う観光予算の確保が難しいといった状況が見られている。

図表15は全国と北海道の観光客数の推移を示したグラフである。

³³ 日本温泉総合研究所 HP より

図表 15 全国と北海道の観光客数前年比率の推移（単位：％）



出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」、
日本政府観光局 HP、北海道「観光入込客数(延べ人数)の推移」より筆者作成

図表 15 より、北海道の観光客数の変動は日本全国の傾向とほぼ一致していることが分かる。以上より、分析対象を北海道に限定しても問題ないと判断した。ただし、今後は北海道以外の都府県へも対象を広げ、より一般性の高い分析結果を得たいと考えている。

第2節 入湯税率変動の影響分析

本節では、入湯税率の変動が入湯者数に与える影響について実証分析を行う。先述の現状分析より、入湯税は標準税率が 150 円から約 40 年間推移していないものの、超過課税を行う自治体が増加していることが分かった。しかし、超過課税の導入はステークホルダーからの理解を得ることが難しいという現状もある。そこで、実際に超過課税といった税率の引き上げが入湯客数にどの程度の影響を与えるのかを明らかにすることで、自治体が入湯税率を上げる際の懸念事項を解決することを本節の目的とする。

第1項 分析概要

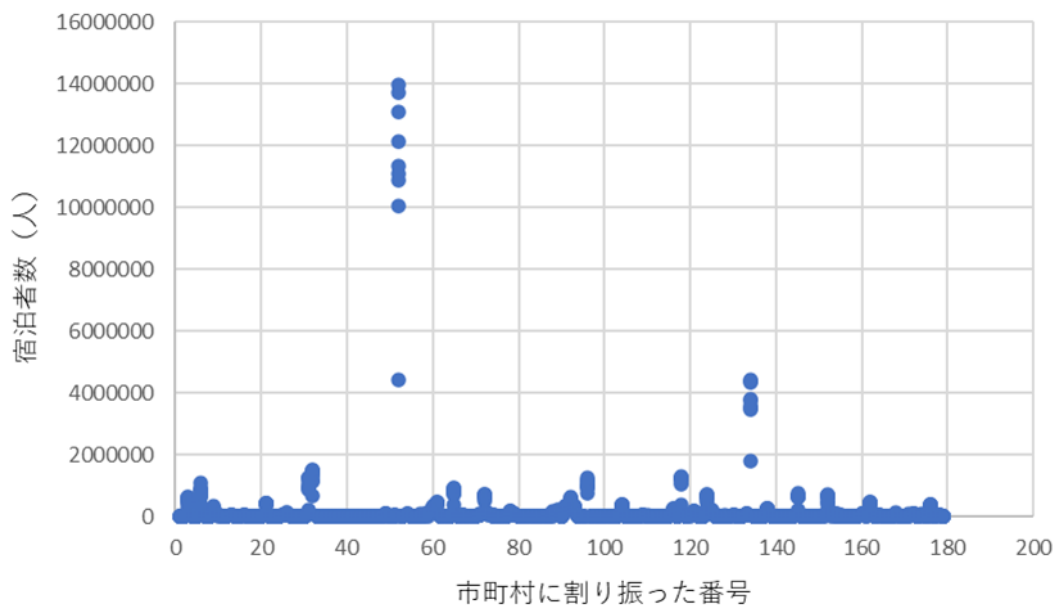
本項では分析の流れを説明する。本分析の目的は、入湯税率を上げることが入湯者数に与える影響を明らかにすることである。しかし、データ上の制約から北海道において単年分の市町村別入湯者数のデータしか集めることができなかった。そのため、温泉を持つホテルや旅館に宿泊している人に対して入湯税を課している現状を鑑みて、各市町村における宿泊者数を入湯者数の代理変数として用いる。被説明変数に宿泊客数、説明変数に入湯税

率を用いて、入湯税の課税を強化することが宿泊者数に影響を与えているのかについて実証分析を行う。データとしては、北海道の市町村別年次パネルデータを用いて固定効果モデルによる分析を行っていく。

第2項 分析モデル

本節では、各市町村の宿泊者数を被説明変数に、各市町村の入湯税率を説明変数にとって分析を行う。データは、北海道の観光局観光振興課が出している観光統計をもとに 2012 年から 2020 年の 12 年間の各市町村（札幌市を除く）別パネルデータを用いる。札幌市を除いた理由は、図表 16 が示すように、2012 年から 2020 年における札幌市の宿泊客数が外れ値となっているためである。

図表 16 宿泊者数の散布図（単位：人）



筆者作成

本稿の目的は、入湯税の課税を強化することが宿泊者数に与える影響を、各地域の固有効果や時間変化による要因をコントロールしたうえで測ることであるため、パネルデータを用いている。奥井（2015）によると、説明変数と誤差項が無相関であるという仮定は満たされないことが通常であり、変量効果モデルでパネルデータを用いる利点はないとされている。そして、太田（2013）では、固定効果モデルと変量効果モデルの選択の際に用いられるハウスマン検定は厳しい仮定のもとでのみ成立する検定であるため、基本的に固定効果モデルを採択することが適切とされている。したがって、本稿では固定効果モデルの結果のみを掲載する。また、固定効果モデルを使用する際、誤差項に系列相関が生じているため、最小二乗推定は不適切である。したがって、本稿ではクラスターロバスト標準誤差を用いて分析を行う。分析のモデル式は以下のようになっている。

[Model 1-1]

$$user_{it} = \alpha + \beta bathtaxrate_{it} + \gamma \ln(jinko)_{it} + \delta hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} \\ + \epsilon stationmenseki_{it} + \zeta D_{year} + v_{it}$$

[Model 1-2]

$$user_{it} = \alpha + \beta bathtaxrate_{it} + \gamma bathtaxrate_{it} \times katamuki_{it} + \delta \ln(jinko)_{it} \\ + \epsilon hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} + \zeta stationmenseki_{it} + \eta D_{year} + v_{it}$$

α は定数、 β 、 γ 、 δ 、 ϵ 、 ϵ 、 ζ 、 η は推定すべき説明変数、コントロール変数のパラメータを表す。 $user_{it}$ 、 $bathtaxrate_{it}$ 、 $bathtaxrate_{it} \times katamuki_{it}$ 、 $\ln(jinko)_{it}$ 、 $hounitiwariai_{it}$ 、 $\ln(hotelperkm2)_{it}$ 、 $earthquake_{it}$ 、 D_{year} 、 v_{it} はそれぞれ、宿泊者数、入湯税率、入湯税率と傾きダミーの交差項、人口規模（対数）、訪日宿泊者数割合、駅密度、震度 5 強以上の地震ダミー、年ダミー、誤差項を表している。

[Model 2-1]

$$\ln(user)_{it} = \alpha + \beta bathtaxrate_{it} + \gamma \ln(jinko)_{it} + \delta hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} \\ + \epsilon stationpermenseki_{it} + \zeta D_{year} + v_{it}$$

[Model 2-2]

$$\ln(user)_{it} = \alpha + \beta bathtaxrate_{it} + \gamma bathtakrate_{it} \times katamuki_{it} + \delta \ln(jinko)_{it} \\ + \epsilon hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} + \zeta stationpermenseki_{it} + \eta D_{year} + v_{it}$$

α は定数、 β 、 γ 、 δ 、 ϵ 、 ϵ 、 ζ 、 η は推定すべき説明変数、コントロール変数のパラメータを表す。 $\ln(user)_{it}$ 、 $bathtaxrate_{it}$ 、 $bathtakrate_{it} \times katamuki_{it}$ 、 $\ln(jinko)_{it}$ 、 $hounitiwariai_{it}$ 、 $earthquake_{it}$ 、 $stationpermenseki_{it}$ 、 D_{year} 、 v_{it} はそれぞれ宿泊者数（対数）、入湯税率、入湯税率と傾きダミーの交差項、人口規模（対数）、訪日宿泊者数割合、震度 5 強以上の地震ダミー、駅密度、年ダミー、誤差項を表している。

[Model 3-1]

$$userperkyakusitusuu_{it} \\ = \alpha + \beta bathtaxrate_{it} + \gamma \ln(jinko)_{it} + \delta hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} \\ + \epsilon stationpermenseki_{it} + \zeta D_{year} + v_{it}$$

[Model 3-2]

$$userperkyakusitusuu_{it} \\ = \alpha + \beta bathtazrate_{it} + \gamma bathtaxrate_{it} \times katamuki_{it} + \delta \ln(jinko)_{it} \\ + \epsilon hounitiwariai_{it} + \epsilon earthquake_{it} + \zeta stationpermenseki_{it} + \eta D_{year} + v_{it}$$

α は定数、 β 、 γ 、 δ 、 ϵ 、 ϵ 、 ζ 、 η は推定すべき説明変数、コントロール変数のパラメータを表す。 $userperkyakusitusuu_{it}$ 、 $bathtazrate_{it}$ 、 $bathtaxrate_{it} \times katamuki_{it}$ 、 $jinko_{it}$ 、 $hounitiwariai_{it}$ 、 $earthquake_{it}$ 、 $stationpermenseki_{it}$ 、 D_{year} 、 v_{it} はそれぞれ 1 客室あたりの宿泊者数、入湯税率、入湯税率と傾きダミーの交差項、人口規模（対数）、訪日宿泊者数割合、震度 5 強以上の地震ダミー、駅密度、年ダミー、誤差項を表している。

第3項 データと出典

本項では、分析に用いた変数とその出典について説明し、基本統計量および相関係数を掲載する。変数の一覧は以下の図表 17 である。

図表 17 変数の一覧

変数の役割	変数名	データ出典
被説明変数	宿泊者数[user] ln宿泊者数[ln(user)]	北海道経済部観光局観光振興課 『北海道観光入込客数報告書』
	一室あたりの宿泊者数 [userperkyakusitusuu]	北海道経済部観光局観光振興課 『北海道観光入込客数報告書』 北海道保健福祉部総務課 『保健統計年報』
説明変数	入湯税率[bathtaxrate]	市町村別例規集
	入湯税率×傾きダミー [bathtaxrate×katamuki]	市町村別例規集
コントロール変数	ln人口規模[ln(jinko)]	北海道総合政策部計画局統計課 『住民基本台帳』
	訪日宿泊者数割合[hounitiwariai]	北海道経済部観光局観光振興課 『北海道観光入込客数報告書』
	震度5強以上地震ダミー[earthquake]	tenki.jp 『地震情報』
	駅密度[stationpermenseki]	国土数値情報ダウンロードサービス 『鉄道時系列データ』
	年ダミー	—

筆者作成

以下、変数の説明の詳細を述べる。

本分析では、宿泊者数・ln 宿泊者数・一室あたりの宿泊者数を被説明変数において分析を行っている。データは 2012 年から 2020 年における北海道の市町村別パネルデータ（札幌市を除く）を用いた。

被説明変数として用いている宿泊者数のデータは北海道経済部観光局観光振興課による観光統計から得られたものである。1 室あたりの宿泊者数について説明する。北海道保健福祉部総務課による保健統計年報から得られた各保健所の客室数をその保健所に属するホテル・旅館数で除し、各保健所の平均客室数を算出する。その平均客室数と市町村別で旅館業法をもとに集計されているホテル・旅館数とかけることによって市町村別の総客室数を算出する。市町村別の宿泊者数を先述した総客室数で除することで、1 室あたりの宿泊者数とする。

説明変数として、2 種類設定した。1 つ目の入湯税率は、各市町村の例規集をもとに宿泊における入湯税率を用いたものである。2 つ目は、入湯税率と傾きダミーの交差項である。本分析における傾きダミーとは、同一市町村における宿泊時の入湯税率がホテル・旅

館ごとに異なる場合に 1 と置き、同一税率を課している市町村を 0 とするダミー変数である。

コントロール変数として、5 種類設定した。1 つ目の $\ln$ 人口規模は北海道総合政策部計画局統計課による住民基本台帳から得られたものである。この変数は、鶴田（2000）山田（2016）を参考にした。2 つ目の訪日宿泊者数割合とは、北海道経済学部観光局観光振興課による北海道観光入込客数報告書から得られた市町村別訪日宿泊者数が市町村別観光入込客数に占める割合を表したものである。この変数は、目代ほか（2021）を参考にした。3 つ目の震度 5 強以上ダミーは、tenki.jp による地震情報をもとに震度 5 強以上を観測した年を 1、それ以外を 0 としたダミー変数である。地震の影響により、宿泊者数は減少すると考えられる。4 つ目の駅密度とは、国土数値情報ダウンロードサービスによる鉄道時系列データから得られた駅数を可住地面積で除したものである。駅密度が上がれば、交通網の充実が図られて観光地としての魅力度が上がり、宿泊者数は増加すると考えられる。5 つ目の年ダミーとは、上述のコントロール変数と説明変数ではコントロールできない、時間によって変化する効果としてタイムトレンドが考えられる。トレンドをコントロールするために各年についてダミーを作成した。

上述の各変数のモデルごとの基本統計量及び相関係数は、それぞれ図表 18、19、20 に示したとおりである。

図表 18 基礎統計量 (Model 1/2/3)

変数名	サンプルサイズ	平均	標準偏差	最小値	最大値
宿泊者数	1602	119010.7	350970.8	0	4425000
$\ln$ 宿泊者数	1602	4.294964	1.063002	0	6.645913
1客室あたりの宿泊者数	1602	9.964269	22.11401	0	205.9923
入湯税率	1602	96.7166	69.86973	0	300
傾きダミー	1602	0.0062422	0.0787852	0	1
入湯税率×傾きダミー	1602	1.59176	20.12517	0	300
$\ln$ 人口規模	1602	2.030829	1.174501	-0.358105	5.856023
訪日宿泊者数割合	1602	0.03484371	0.0804177	0	0.7561111
震度5強以上の地震ダミー	1602	0.0081149	0.0897443	0	1
駅密度	1602	0.0281694	0.0448498	0	0.3601981

筆者作成

図表 19 相関係数表 (Model 1/2/3)

説明変数	入湯税率	入湯税率×傾きダミー	人口	訪日宿泊者数割合	震度5強以上の地震ダミー	駅密度
入湯税率	1					
入湯税率×傾きダミー	0.1803	1				
ln人口規模	0.2739	0.1197	1			
訪日宿泊者数割合	0.2647	0.0733	0.223	1		
震度5強以上の地震ダミー	0.0192	-0.0072	0.0683	0.0335	1	
駅密度	0.0251	0.0002	0.2544	0.0953	-0.0101	1

筆者作成

第4項 仮説

本稿では、宿泊者数に入湯税率が与える影響に関する仮説を提示する。税率が引き上げられると、その課税対象への支出は減少する可能性がある。しかし、現状の入湯税の幅は0円から300円であり、標準とする税額が150円と設定されている。この税率の幅を鑑みると、入湯税率の引き上げが宿泊者数に影響を与えないのではないかと推測する。観光の観点から考えると、渡辺（2015）では、観光旅行者の1次交通での移動距離と消費総額の間には正の相関がみられることが明らかにされている。したがって、より遠くに旅行するにつれて消費総額は大きくなるため、数百円単位での税率の変動は宿泊者数に影響を与えないのではないかと考える。西川（2019）によると、訪日外国人旅行者が訪問先で利用する財・サービスについて、全支出先で非弾力的であることが明らかにされている。訪日外国人旅行者は価格変化の影響を受けづらいため、入湯税率の引き上げは支出総額に影響を与えないのではないかと考えられる。

以上のことから、本稿では入湯税率の引き上げは宿泊客数の増減に影響を与えないと仮定する。

第5項 推定結果および結果の解釈

入湯税率変動の影響分析の結果は以下の図表 20 のとおりである。

図表 20 分析結果 (1)

被説明変数	Model 1-1 固定効果モデル 宿泊者数	Model 1-2 固定効果モデル 宿泊者数	Model 2-1 固定効果モデル ln宿泊者数	Model 2-2 固定効果モデル ln宿泊者数	Model 3-1 固定効果モデル 1客室あたりの宿泊者数	Model 3-2 固定効果モデル 1客室あたりの宿泊者数
入湯税率	-264.2894 (251.7537)	-241.8191 (256.0775)	0.0038 (0.0024)	0.0045 (0.0027)	-0.0076 (0.0205)	-0.0113 (0.0157)
入湯税率×傾きダミー		-64.2774 (384.7937)		-0.0018 (0.0011)		0.0109 (0.0470)
人口規模	62824.27 (133552.4)	63376.28 (133911)	0.369 (0.3093)	0.3845 (0.3080)	-1.6106 (12.1348)	-1.5545 (10.238)
訪日宿泊者数割合	442661.1*** (159356.7)	442320.9*** (159658.5)	1.9207** (0.9834)	1.9112** (0.9848)	29.8829*** (10.6907)	29.9425*** (10.7097)
震度5以上の地震ダミー	-18515.49** (8320.849)	-18576.17** (8306.012)	-0.0654 (0.0416)	-0.067 (0.0417)	-2.5306** (0.9269)	-2.5239*** (0.9246)
駅密度	-185782.3 (350345.3)	-177233.7 (342525.5)	4.919** (2.2744)	5.1566** (2.3578)	-37.3576 (23.342)	-38.3799 (23.8843)
年ダミー	yes	yes	yes	yes	yes	yes
決定係数 (within)	0.1381	0.1382	0.2137	0.2216	0.1626	0.1628

- 1) ***, **, *はそれぞれ 1%、5%、10%水準で統計的に有意であることを示す
2) 係数の () はクラスターロバスト標準誤差を表している

筆者作成

本分析の推定結果の解釈を述べる。Model 1/2/3 を通して、宿泊者数に関係する分析を行ってきた。宿泊者数を被説明変数とした Model 1 では、Model 1-1.1-2 とともに訪日宿泊者数割合が 1%水準で正に有意、震度 5 以上の地震ダミーが 5%水準で負に有意となった。次に、ln 宿泊者数を被説明変数とした Model 2 では、Model 2-1.2-2 とともに訪日宿泊者数割合と駅密度がそれぞれ 5%水準で正に有意となっている。1 客室あたりの宿泊者数を被説明変数とした Model 3 では、Model 3-1.3-2 とともに人口が 5%水準で正に有意、訪日宿泊者数割合と震度 5 以上の地震ダミーがそれぞれ 1%水準で正に有意となった。一方で、Model 1/2/3 を通して係数を見ると、説明変数である入湯税率・入湯税率と傾きダミーの交差項はどれも有意ではない。

これら 3 つの分析を通して、宿泊者数の増減に入湯税率は有意に影響を与えないという結果が提示され、頑健性を示すことができたといえる。

第3節 入湯税収が観光費に与える影響分析

本節では、観光に充当された入湯税収が自治体の観光費に与える影響について実証分析を行う。観光に充当された入湯税収とは、観光施設の整備を含む観光の振興と観光関連基金を合わせた額である。自治体の観光費とは、入湯税が充当された観光事業費である。塩谷（2020）より、観光予算額は、観光収入源や観光需要に影響されることが示された。そのため、観光に充当された入湯税収が、自治体の観光費にもたらす影響を検証することを本節の目的とする。

第1項 分析概要

本項では分析の流れを説明する。データは入湯税を徴収する北海道の市町村のうち、入手した 30 市町村の 2016 年から 2019 年のデータを用いる。被説明変数に観光客一人当たりの自治体の観光費、説明変数に観光客一人当たりの観光に充当された入湯税収を用いて、観光に充当された入湯税収が自治体の観光費にもたらす影響について、固定効果モデルによる実証分析を行う。

本項の分析は、固定効果モデルにより、観光に充当された入湯税収が自治体の観光費に与える影響の推定を目的とする。以下、具体的なモデル式を挙げる。

$$Y_{it} = \alpha + \beta Hotspring + \gamma Strength + \delta Ordinary + \varepsilon D_{year} + u_{it}$$

Y_{it} は被説明変数である観光客一人当たりの自治体の観光費を表す。 α は定数、 β 、 γ 、 δ 、 ε は推定すべき説明変数のパラメータを表す。 $Hotspring$ は観光客一人当たりの観光に充当された入湯税収の割合、 $Strength$ は財政力指数、 $Ordinary$ は経常収支比率、 D_{year} は年次ダミーを表す。

第2項 データと出典

本項では、分析に用いた変数とその出典について説明し、基本統計量および相関係数を掲載する。変数の一覧は以下の図表 21 である。

図表 21 変数の一覧

変数名	出典
自治体の観光費	ヒアリング 『入湯税の用途状況等に関する調査（市町村調査票）』 北海道経済部観光局観光振興課 『北海道観光入込客数調査報告書』
観光に充当された入湯税収の割合	
財政力指数	北海道総合政策部地域行政局市町村課 『道内市町村の財政状況』
経常収支比率	

筆者作成

被説明変数は、観光客一人当たりの自治体の観光費を採用した。単位は円である。ここで言う自治体の観光費とは、入湯税が充当された観光関連事業における費用である。自治体へのヒアリングとインターネット上に公表されている入湯税の使途状況等に関する調査（市町村調査表）を基に集計した。

説明変数として、観光客一人当たりの観光に充当された入湯税収を採用した。これは入湯税収のうち、各自治体が観光に充当した入湯税収の額を表す変数である。自治体の観光費と同様に、ヒアリングと入湯税の使途状況等に関する調査を基に集計した。先述のとおり、観光予算額は、観光収入源や観光需要に影響される。そのため、観光収入源である入湯税が増加することにより、観光費も増加すると考えられる。よって、観光に充当した入湯税収額の割合が自治体の観光費に正の影響を与えると仮定する。

コントロール変数として、3種類設定した。1つ目は、財政力指数である。これは各市町村の財政力を示す変数である。財政力指数が高いほど、地方交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえる。そのため、財政力指数が高い地域ほど、自治体の観光費に正の影響を与える可能性があると考えられる。2つ目は、経常収支比率である。これは各市町村の財政構造の弾力性を表す変数である。具体的には、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標である。先述のとおり、経常収支比率が高ければ、自治体が自由に使途を決められる財源が少ないということになる。したがって、経常収支比率が高い地域ほど、自治体の観光費に負の影響を与える可能性があると考えられる。3つ目は、年ダミーである。上述の説明変数とコントロール変数では捉えきれない、時間によって変化する効果を調節するために各年についてダミーを作成した。

上述の各変数の基本統計量及び相関係数は、それぞれ図表 22、23 に示したとおりである。

図表 22 基礎統計量

変数名	サンプルサイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
自治体の観光費	120	96.08	204.7	0	1087
観光に充当された入湯税収	120	0.00000291	0.00000391	0	0.0000203
財政力指数	120	0.303	0.17	0.11	0.8
経常収支比率	120	72.79	30.5	17.3	126.3

筆者作成

図表 23 相関係数表

変数名	観光に充当された 入湯税収の割合 (観光客1人当たり)	財政力指数	経常収支比率
観光に充当された 入湯税収の割合 (観光客1人当たり)	1		
財政力指数	-0.4017	1	
経常収支比率	-0.199	0.107	1

筆者作成

第3項 仮説

本項では、観光に充当された入湯税収の割合が自治体の観光費に与える影響に関する仮説を提示する。塩谷（2013）より、観光収入源は観光予算額に影響を与えることが示された。本稿では、観光に充当された入湯税収額が自治体の観光費に正の影響を与えると仮定する。

第4項 推定結果および結果の解釈

分析結果は以下の図表 24 のとおりである。

図表 24 分析結果 (2)

被説明変数	固定効果モデル 自治体の観光費
観光に充当された入湯税収	26500000* (1458000)
財政力指数	-988.4 (1498)
経常収支比率	-0.789 0.66
年ダミー	yes
決定係数 (within)	0.091

1) 係数の () はクラスターロバスト標準誤差を表している

筆者作成

本分析の推定結果の解釈を述べる。推定結果から、観光客一人当たりの入湯税収が 10% 水準で有意となった。一方で、コントロール変数は有意とはならなかった。したがって、

一人当たりの入湯税収は一人当たりの観光費に影響を及ぼし、財政力指数、経常収支比率は影響を与えないことが分かる。

第4節 入湯税収の使途に関する分析

本節では、観光に充当された入湯税収が自治体の観光費に与える影響について実証分析を行う。観光に充当された入湯税収とは、観光施設の整備を含む観光の振興と観光関連基金を合わせた額である。自治体の観光費とは、入湯税が充当された観光事業費である。塩谷（2020）より、観光予算額は、観光収入源や観光需要に影響されることが示された。そのため、入湯税収が、観光に充当された入湯税収の割合にもたらす影響を検証することを本節の目的とする。

第1項 分析概要

本項では分析の流れを説明する。データは入湯税を徴収する北海道の市町村のうち、入手した 30 市町村の 2016 年から 2019 年のデータを用いる。被説明変数に観光に充当された入湯税収の割合、説明変数に入湯税収を用いて、入湯税収が観光に充てられた割合にもたらす影響について、固定効果モデルによる実証分析を行う。

第2項 分析モデル

本項の分析は、固定効果モデルにより、観光に充当された入湯税収が自治体の観光費に与える影響の推定を目的とする。以下、具体的なモデル式を挙げる。

$$Y_{it} = \alpha + \beta Bathtax + \gamma Strength + \delta Ordinary + \varepsilon D_{year} + u_{it}$$

Y_{it} は被説明変数である観光に充当された入湯税収の割合を表す。 α は定数、 β 、 γ 、 δ 、 ε は推定すべき説明変数のパラメータを表す。 $Bathtax$ は入湯税収の額、 $Strength$ は財政力指数、 $Ordinary$ は経常収支比率、 D_{year} は年次ダミーを表す。

第3項 データと出典

本項では、分析に用いた変数とその出典について説明し、基本統計量および相関係数を掲載する。変数の一覧は以下の図表 25 である。

図表 25 変数の一覧

変数名	出典
観光に充当された入湯税収の割合	ヒアリング 『入湯税の使途状況等に関する調査（市町村調査票）』
入湯税収	
財政力指数	北海道総合政策部地域行政局市町村課 『道内市町村の財政状況』
経常収支比率	

筆者作成

被説明変数は、観光に充当された入湯税収の割合を採用した。これは、各自治体において入湯税が観光に充当された額を総入湯税収で除した値である。自治体へのヒアリングとインターネット上に公表されている入湯税の使途状況等に関する調査（市町村調査表）を基に集計した。

説明変数として、入湯税収を採用した。単位は円である。これは各自治体の総入湯税収額を表す変数である。上記と同様、ヒアリングと入湯税の使途状況等に関する調査を基に集計した。先述のとおり、観光予算額は、観光収入源や観光需要に影響される。そのため、観光収入源である入湯税が増加することにより、観光に充当された入湯税収の割合も増加すると考えられる。よって、入湯税収が観光に充当された入湯税収の割合に正の影響を与えると仮定する。

コントロール変数として、3種類設定した。1つ目は、財政力指数である。これは各市町村の財政力を示す変数である。財政力指数が高いほど、地方交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえる。そのため、財政力指数が高い地域ほど、自治体の観光費に正の影響を与える可能性があると考えられる。2つ目は、経常収支比率である。これは各市町村の財政構造の弾力性を表す変数である。具体的には、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標である。先述のとおり、経常収支比率が高ければ、自治体が自由に使途を決められる財源が少ないということになる。したがって、経常収支比率が高い地域ほど、自治体の観光費に負の影響を与える可能性があると考えられる。3つ目は、年ダミーである。上述の説明変数とコントロール変数では捉えきれない、時間によって変化する効果を調節するために各年についてダミーを作成した。

上述の各変数の基本統計量及び相関係数は、それぞれ図表 26、27 に示したとおりである。

図表 26 基礎統計量

変数名	サンプルサイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
観光に充当された入湯税収の割合	120	0.679	0.424	0	1
入湯税収	120	18570000	30660000	159000	162700000
財政力指数	120	0.303	0.17	0.11	0.8
経常収支比率	120	72.79	30.5	17.3	126.3

筆者作成

図表 27 相関係数表

変数名	入湯税込	財政力指数	経常収支比率
入湯税込	1		
財政力指数	0.433	1	
経常収支比率	0.0446	0.1017	1

筆者作成

第4項 仮説

本項では、観光に充当された入湯税込の割合が自治体の観光費に与える影響に関する仮説を提示する。塩谷（2013）より、観光収入源は観光予算額に影響を与えることが示された。本稿では、入湯税込額が観光に充当された入湯税込の割合に正の影響を与えると仮定する。

第5項 推定結果および結果の解釈

分析結果は以下の図表 28 のとおりである。

図表 28 分析結果 (2)

固定効果モデル	
被説明変数	観光に充当された割合
入湯税込	-0.00000000342 (0.00000000693)
財政力指数	3.094 (1.929)
経常収支比率	-0.00269 (-0.0017)
年ダミー	yes
決定係数 (within)	0.091

1) 係数の () はクラスターロバスト標準誤差を表している

筆者作成

本分析の推定結果の解釈を述べる。推定結果から、被説明変数の入湯税込は有意とならなかった。したがって、入湯税込は観光に充当された割合に影響を及ぼさないことがわかる。また、コントロール変数も同様であり、財政力指数、経常収支比率は充当割合に影響を与えないことが分かる。

第6項 ヒアリング

第5項において、観光に充当された割合は入湯税収の総額や財政面の制約による影響を受けないことが示された。この結果と現実の間に乖離があるか確かめるため、入湯税収の配分に関して各自治体にヒアリングを行った。内容は、「入湯税収を観光・鉱泉源の保護・消防・環境衛生施設の4つの使途にどのように配分しているか、配分に当たってどういった基準があるのか」である。今回は北海道における75の自治体から回答を得た。

ヒアリングの結果、基準としては以下の3点が見受けられた。1つ目は各自治体の事業費である。これは、各年度の4つの使途の事業費に比例するよう、入湯税を配分するというものである。2つ目は事業の優先度である。これは、事業費では按分せず、各年度の事業内容を踏まえ、適宜優先順位を判断して割り振るという方法である。3つ目は各自治体の方針である。例えばA市では、かつては複数の使途に充当していたが、近年は観光に優先的に割り振るという指針のもと、入湯税収を観光関連に全額充当しているという。一方、B市では、以前は生活に密接な事業に優先するという方針のもと、消防・救急や水道消火栓の整備費用に充てていたが、入湯税収の増加傾向を受けて観光事業への充当を増やしたという。

加えて、配分における特徴として見受けられたのは以下の2点である。1つ目は、温泉施設が公営施設1か所のみ自治体は、使途を観光または鉱泉源に全て振り分けているという点である。理由として、①入湯税収を徴収した地域にそのまま還元するため、②税収が少額であり、配分するとなると事務作業が煩雑になるためといったものが見受けられた。また、増加する見込みがあれば、他の使途も検討する自治体もあった。2つ目は、超過課税を導入した自治体は、超過分の使途を観光に限定しているという点である。具体的な使途としては、引き上げの対象となった地区における観光振興や観光関連基金があげられる。

以上のヒアリングから、入湯税の割り振りは、入湯税収の多寡や財政面の制約というよりはむしろ、各自治体の事業やその費用、方針によって決定されていることがわかる。

第4章 政策提言

第1節 政策提言の概要

現状分析より、自治体の観光予算の財源として入湯税を活用するには、超過課税の導入が有効だと考えられる。しかし、超過課税の導入は客数の減少といった懸念が生じ、ステークホルダーからの理解を得にくいという現状も判明した。そこで分析①では「入湯税の税率の変動は入湯者数にどの程度の影響を与えるのか」という問題意識のもと分析を実施した。その結果、入湯税率の変動は客数に影響を与えないことが示唆された。また、上述のステークホルダーからの理解を得るという点に関連し、現状分析より納税義務者である観光客は税率の引き上げについて、その引き上げ分の使途が明確であれば理解を示すとい

うことが分かった（図表 13 参照）。そこで、政策提言 1 では、多様なステークホルダーから構成される関係者委員会の設置、鉱泉浴場の利用者が支払い時に受け取るレシートへ入湯税の使途内訳を印字することを提言する。

また、自治体は入湯税収が一般財源に組み込まれてしまい、税収のうちどれだけが観光関連に充てられているのか分からない場合もある。そこで政策提言 2 では、超過課税の導入により増加した分の税収の効果的な使途として、観光関連の基金を設立し、その基金に積み立てることを提言する。

第2節 政策提言 1-1 関係者委員会の設置

◆提言対象

提言対象は入湯税を徴収している自治体とする。

◆概要

現状分析より、税収の使途が社会環境の変化に伴い、本来の徴収目的からずれていたり、入湯税の使途配分が固定化されていたりするなど、時代の変化に合っていない施策に充てられている可能性があることが分かった。超過課税を既に導入している別府市では、入湯税収を台湾航路の個人事業者を対象としたバス路線事業に充てていたが、観光客の多くは団体客であり 2 次交通の手配を行っていることから、利用者数が低迷していた。バス路線の利用率向上の見込みがないため、審議会により廃止が決定された。このように、超過課税を導入するうえで既存事業の見直しが必要である。

以上を踏まえ、政策提言 1-1 では、入湯税の使途が妥当であるか判断するため、自治体や鉱泉浴場経営者、地域住民、温泉組合など、多様なステークホルダーから構成される関係者委員会の設置を提言する。委員会では既存事業について検証を行い、事業の選択と集中を図る。

◆期待される効果

入湯税の使途について事業の選択と集中を行うことで、入湯税収の効率的な活用が期待される。また、事業について多様な視点から客観的に検証することで、多様なステークホルダーから理解を得ることが難しいという入湯税の問題の解消につながる。

◆実現可能性

本政策の懸念点として、関係者委員会に訪問客の意見を反映させることが難しいため、実際に税金を支払う観光客からの理解にはつながらないことが挙げられる。この点に関しては、政策提言 1-2 で対応している。また、このような使途に関する検討は宿泊税や森林環境税など他の地方税においても同様の動きが見られることから、実現可能性は十分あると考える。

第3節 政策提言 1-2 レシートへ入湯税の使途内訳を印字

◆提言対象

提言対象は入湯税を徴収している自治体及び特別徴収義務者とする。

◆概要

超過課税の導入は鉱泉浴場経営者にとって実質的な値上げとなり、客数の減少が懸念されるため、自治体は鉱泉浴場経営者の理解を得ることが難しい。また現状分析より、納税義務者である観光客は、税率の引き上げに対して、その引き上げ分の使途が明確にされている場合は理解を示すことが分かった。現状の施策として、HP やポスターを利用した使途の明示が行われているが、阿寒湖温泉来訪者に対する調査によると、来訪者の過半数以上が入湯税収の使途を知らないことが判明した。

以上を踏まえ、政策提言 1-2 では観光客からの理解を得るために、鉱泉浴場の利用者が支払い時に受け取るレシートに入湯税の使途内訳を印字することを提言する。印字内容のフォーマットは各自治体で作成し、特別徴収義務者である鉱泉浴場経営者に対してレシートの裏面に入湯税の使途内訳を印字することを要請する。また、レシート印字の際に発生する費用に関しては、自治体が一部負担する。

レシートは買い物の際に直接手渡しされるため、消費者が目にする可能性が高く、広告媒体として効果的だと言える。また、チラシやパンフレットのような特別なオペレーションを必要としないため、事業者の負担が少ないというメリットがある。

◆期待される効果

観光客に入湯税収の使途を認知してもらうことで、入湯税の徴収に対する疑問や不信感の解消につながる。これにより、入湯税率の引き上げに対して観光客の理解を得ることができ、超過課税導入の実現可能性が高まる。

また、鉱泉浴場は観光客だけでなく地域住民も利用するため、レシートを介した使途の周知は、自治体が推し進める観光振興に対する地域住民の理解につながると考えられる。

◆実現可能性

本政策の懸念点として、デジタル技術の進展により、急速に進むキャッシュレス化の影響で、レシートが受け取られない可能性が挙げられる。この点に関しては、先行事例を参考にし、レシートを受け取りたくなるようなインセンティブを設けることで対応できる。

また、自治体の現行の取り組みとしてポスターによる使途の明示が挙げられるが、印刷の際にインクを必要とし、目にしてもらうためにデザインを施す必要がある。対してレシートは感熱紙であるため、インクを必要としない。さらに、レシートの特徴から、デザインを凝らずとも目にしてもらえる可能性が高いため、コストパフォーマンスが高く、実現可能性は十分あると考える。

第4節 政策提言 2 DMO への出資

◆提言対象

提言対象は入湯税を徴収している全国の各自治体とする。

◆概要

現状分析より、自治体は観光需要への対処及び地方創生の一環として観光振興に取り組む必要があるが、人口減少や少子高齢化、財政構造の硬直化により観光予算の確保が難しいことが明らかになった。そこで本稿では、観光予算を確保する手段として入湯税に着目した。さらに、入湯税を既に徴収している自治体が多いことから、超過課税の導入について検討してきた。政策提言 1 では超過課税の導入時に生じる課題の解消に向けた施策を提言した。そこで政策提言 2 では、超過課税の導入による税率引き上げ分に該当する税収の観光分野における効果的な使途について提言する。

提言内容は、超過課税による増収分のみを観光基金として積み立て、その一部を観光地域づくり法人（DMO）への補助金として活用することである。DMO とは、官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人のことであり³⁴、観光で地域が稼げる仕組みづくりやオーバーツーリズム対策を含めた環境整備をすることによって地域経済を成長させ活性化させることを目的としている。

DMO が自立的・継続的な活動を実現するうえで、安定的な運営資金の確保が大きな課題となっている。観光庁の調査によると、DMO 全体の収入の 56% が国・地方自治体からの補助金・交付金・負担金によって充当されている³⁵。DMO ガイドラインでは、「行政からの支出による財源が過半を占めている場合は自主財源の確保について関係自治体と共に具体的な検討が行われていることが必要」（観光庁：2022）とされている。1 つの財源に依存しすぎることは組織運営上のリスクを高めるため、安定した運営資金の確保には複数の財源を組み合わせる必要がある。

さらに自治体予算は単年度主義であるのに対して、DMO の事業は各地域の中長期的なビジョンに基づく観光振興戦略に沿って進められる。そのため、DMO の財源は中長期の戦略に合わせて調達する必要がある。

そこで DMO の財源として入湯税収を活用することを提案する。現状分析より、入湯税は税金であり、徴収に強制力があることから、財源として安定している。また、入湯客数が安定していれば、財源の見通しが立てやすいため、中長期の安定的な財源となる可能性が高い。さらに、小規模な市町村でも温泉資源があれば超過課税による税収は重要な財源になりうる。以上より、入湯税は DMO の財源に適していると判断した。

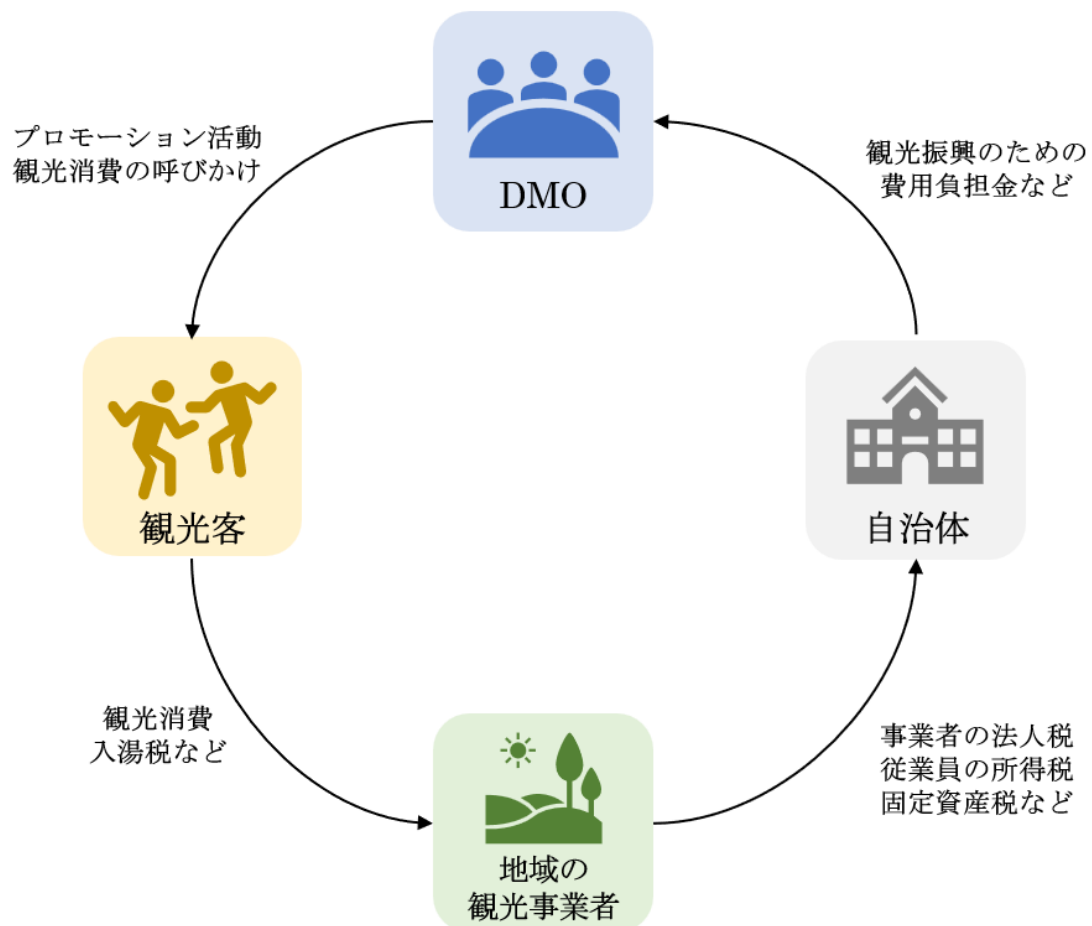
³⁴ 観光庁 HP より

³⁵ 観光庁 HP より

◆期待される効果

DMOにより新たな旅行者誘致や地域での消費を促進するための活動が行われ、図表29のような観光を起点にした地方経済の活性化のサイクルが生みだされる。このサイクルが回ることで、地域の経済や雇用が活性化し、地方創生につながる。

図表 29 観光を起点としたサイクル



出典：観光庁「観光地域づくり（DMO）における自主財源観光手法ガイドブック」より筆者作成

◆実現可能性

本政策を行う懸念点として、入湯税収は規模が小さいため、一般財源に頼る可能性が挙げられる。この点に関して観光庁は、DMOが行う観光振興は自治体の中長期的な計画に基づいているため、これに合わせて財源も中長期的に安定したものが望ましいとしている。一般財源は社会保障といった他の用途との兼ね合いもあり、安定的ではない。対して入湯税は現状分析にて財源の安定性が示されており、観光基金として積み立てることで用途を観光に限定できるため、観光振興の財源として妥当である。

また大森（2018）では、DMOのある地域のマーケティング体制と延べ宿泊者数の関

連性について研究しており、DMO が観光施策の生産性や効率性の改善に寄与することが示されている。以上より、入湯税を DMO の財源として活用する意義があり、実現可能性は十分あると考える。

さらに、DMO はデータ分析に基づいた戦略的なマーケティングを実行する。これにより、行政の発想にとらわれることなく、地域の稼ぐ力を高めることができると考える。観光客を誘致し、交流人口を増やして地域の稼ぐ力を引き出すことは、地域経済の活性化につながるため、自治体が DMO に出資する意義は十分にある。

おわりに

本稿では、「入湯税の税率の変動は入湯者数にどの程度の影響を与えるのか」、「入湯税の複数の使途のうち、観光に充当された入湯税収が自治体の観光支出にどのような影響をもたらすのか」、「入湯税収の使途とその配分における傾向はあるのか」の3つを問題意識として研究を行った。そして分析結果をもとに3つの政策提言を行った。1つ目は、入湯税の使途が妥当であるか判断するため、多様なステークホルダーから構成される関係者委員会を設置するというものだ。2つ目は、超過課税導入の際にステークホルダーからの理解を得やすくするために、レシートの裏面に入湯税の使途内訳を印字するというものだ。3つ目は、超過課税による引き上げ分の税収の効果的な使い道として、観光関連の基金を設立し、その基金に積み立てDMOに出資するというものだ。

しかし、本稿ではデータ取得の観点から分析対象を北海道と限定したため、サンプルサイズが小さいことや、分析結果が日本全国にも言える一般性の高い結果と言い切れないことが課題である。また、分析2から有意義な結果が得られなかったため、政策提言も性的な根拠に基づいたものとなっている。一方、上記のような課題は残るものの、本研究によって超過課税は宿泊者数に影響を与えないという示唆が得られた。これにより、自治体は入湯税の超過課税の導入に踏み切りやすくなったことは確かだと考える。日本の誇るべき文化である温泉を活かして地域経済が活性化することを切に願い、本稿を結ぶこととする。

参考文献・引用文献・データ出典

主要参考文献 (論文)

- ・ 梅川智也、吉澤清良、福永香織（2015）「温泉地における安定的なまちづくり財源に関する研究—入湯税を中心として—」『日本観光研究学会機関誌』27号第1巻、91-100頁
- ・ 太田隆之（2020）「「観光のライフサイクル」が観光地の自治体にもたらす影響の検証」、『千葉大学 公共研究』第16巻第1号、180-236頁
- ・ 金崎賢希（2019）「地方創生と観光 —可能を活用した持続的なまちづくり—」『産研論集』46号 51-57頁
- ・ 金琦（2021）「インバウンド消費市場に適応するマーケティングの考察」『東京国際大学論叢 商学・経営学研究』第5号
- ・ 釧路市阿寒観光振興課（2019）「入湯税の超過課税と観光まちづくり」『都市とガバナンス』第31号、164-169頁
- ・ 合田純人、P.J.バロン、三友紀男（2018）「日本温泉気候物理医学会雑誌」『我が国の温泉医学振興のあり方に関する研究 —温泉医科学研究と入湯税（2018）—』第81巻第2号、76-79頁
- ・ 塩谷英生（2013）「都道府県観光費の動向とその規定要因」『観光研究』Vol24. No.2、9-14頁
- ・ 高坂晶子（2020）「持続可能な観光振興に向けた地域独自財源の在り方—財源のベストミックスを—」『JRI レビュー』Vol6. No.78
- ・ 高橋祐次（2021）「地方自治体における入湯税の取組みの一考察～北海道登別市・登別温泉の事例を中心に～」『東洋大学大学院紀要』第57巻、67-84頁
- ・ 塚本正文（2021）「入湯税収による観光客や住民への行政サービスについて」『教職課程センター紀要』第6号、93-98頁
- ・ 鶴田英一（2000）「ホテルの立地展開と稼働率」『経済地理学年報』第46巻第4号、58-72頁
- ・ 西川浩平（2019）「訪日外国人の需要構造に関する分析」『摂南経済研究』第9巻第1・2号、23-35頁
- ・ 蜂谷勝弘（2019）「人口動態から探る地方財政の将来像」『JRI レビュー』No.66 Vol.5、129-154頁
- ・ 目代風、岡本直之、小笠原悠、目原勝也(2021)「我が国の主要温泉地の需要に対する影響要因の定量分析」『第36回日本観光研究学会全国大会学術論文集』

- 山田雄一、柿島あかね（2016）「観光客数と人口規模の関係～宿泊客数を対象に」『日本国際観光学会論集』第 23 号、155-160 頁
- 横関隆登（2018）「浴場利用者による温泉地に対する受益と負担の認識の特徴—由布院温泉浴場利用者を対象とした試行的アンケート調査を基に—」『日本観光研究学会機関誌』No.2 Vol.29、63-74 頁
- 渡辺康洋（2015）「1 次交通距離と消費額の関係性」『日本国債学会論文集』第 22 号、103-108 頁

(WEB)

- 政策シンクタンク PHP 総研（2019）『観光関連税制の現状と経済学的論点—宿泊税・入湯税を中心に—』、飯田泰之、前田純一郎、2022/9/4 アクセス
https://thinktank.php.co.jp/wp-content/uploads/2019/10/policy_v13_n79.pdf
- 総務省「地方税制度 | 入湯税」、2022/9/2 アクセス
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_20.html
- 総務省「経常収支比率-財政構造の硬直性」、2022/9/2 アクセス
<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/27data/2015data/27020401.html>
- 「第 3 節 地域における構造改革-内閣府」、内閣府 HP、2022/9/2 アクセス
<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je04/04-00203.html>
- 「持続可能な観光振興に向けた地域独自財源のあり方—財源のベストミックスを—」、日本総合研究所、2022/9/2 アクセス
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11745.pdf>
- 箱根町「税金 | 入湯税」、2022/9/2 アクセス
<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,496,15,111,html>
- コト消費空間づくり研究会（2015）『入湯税の超過課税とまちづくり』、菅野隆博、2022/9/3 アクセス
https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/chiiki/koto_shouhi/pdf/002_03_00.pdf
- 観光政策研究部（2017）『観光地経営における財源確保—入湯税を中心として—』、梅川智也、2022/9/2 アクセス
<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sangyou/kankou/miraikentoukaigi/2/siryou5.pdf>
- 鳥羽市 HP「税金 | 入湯税」、2022/9/2 アクセス
https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/shiminzei/gyomu/zeikin/sonota_zei/2883.html
- 別府市 HP「税金 | 入湯税」、2022/9/3 アクセス
https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/nyuto_index.html
- 釧路市阿寒観光振興課（2019）『入湯税の超過課税と観光まちづくり』、2022/9/2 アクセス
https://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2019/04/reportg31_3_5.pdf

- 内閣府 HP、2022/9/3 アクセス
https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/seisaku_interview/interview2020_28.html
- 北海道登別市 HP「入湯税」、2022/10/30 アクセス
<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2013031100289/>
- 日本温泉総合研究所 HP「日本の温泉データ」、2022/11/3 アクセス
<https://www.onsen-r.co.jp/data/onsen/>
- 観光庁（2018）「観光地域づくり事例集～グッドプラクティス 2018～」2022/11/4 アクセス
- 日本政府観光局 2022 年 10 月 19 日発表プレスリリース、2022/11/4 アクセス
- （2022）「地方創生の切り札に 和田浩一・観光庁長官インタビュー」『読売クォーター2022 冬号』2022/11/4 アクセス
- 観光庁（2022）「観光地域づくり（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」2022/11/4 アクセス
- 静岡県焼津市（2017）「焼津観光ビジョン」2022/11/4 アクセス
- 千代田区「令和 2 年度財政レポート」2022/11/4 アクセス
- 静岡市「入湯税特別徴収の手引き」2022/11/4 アクセス
- 福島市会津若松市「東日本大震災による被災者に対する市民税等の課税の特例に関する条例施行規則」2022/11/4 アクセス
- 北海道釧路市（2015）「入湯税の超過課税とまちづくり」2022/11/4 アクセス
- 公益社団法人日本観光振興協会（2015）「第 10 回 DMO 研究会『観光地域づくり推進組織の財源について』」、2022/11/3 アクセス
<https://www.nihon-kankou.or.jp/dmo/dmo/study10.html>
- 観光庁（2022）「観光地域づくり法人（DMO）とは？」2022/11/4 アクセス
- DMO に自主財源を 入湯税超過課税に着目．観光経済新聞．2022/4/20
2022/11/4 アクセス
<https://www.kankokeizai.com/dmo%e3%81%ab%e8%87%aa%e4%b8%bb%e8%b2%a1%e6%ba%90%e3%82%92%e3%80%80%e5%85%a5%e6%b9%af%e7%a8%8e%e8%b6%85%e9%81%8e%e8%aa%b2%e7%a8%8e%e3%81%ab%e7%9d%80%e7%9b%ae/>
- 自治体実務セミナー「【基調講演②】『地方創生に向けた取り組み』」2022/11/4 アクセス
<http://www.jamp.jiji.com/ad/sympo/2017/07/repo/rpt.php?p=2>

データ出典

- ・ 熱海市観光建設部観光経済課（2018）『全国自治体別入湯税額の推移』 2022/11/4 アクセス
- ・ 総務省『令和4年度 地方税に関する参考計数資料』 2022/9/5 アクセス
- ・ 日本政府観光局『ビジット・ジャパン事業開始以降の訪日客数の推移』 2022/9/5 アクセス
- ・ 北海道『北海道観光入込客数調査報告書』 2022/11/4 アクセス
- ・ 北海道『観光入込客数(延べ人数)の推移』 2022/11/4 アクセス
- ・ 北海道『道内市町村の財政状況』 2022/11/4 アクセス
- ・ 市町村別例規集 2022/11/4 アクセス
- ・ 北海道『住民基本台帳』 2022/11/4 アクセス
- ・ 北海道『保健統計年報』 2022/11/4 アクセス
- ・ 観光庁『令和3年版観光白書』、2022/10/30 アクセス
- ・ 観光庁『訪日外国人消費動向調査 2019 年年間値（確報）』 2022/11/4 アクセス
- ・ 観光庁『旅行・観光消費動向調査 2019 年年間値（確報）』 2022/11/4 アクセス
- ・ 総務省『国勢調査』 2022/11/4 アクセス
- ・ 総務省「財政構造の弾力性1 経常収支比率（推移及び内訳）」 2022/11/4 アクセス
- ・ 総務省「地方税の税目的悦収入額及びその割合の推移」 2022/11/4 アクセス
- ・ 観光庁「登録観光地域づくり法人（DMO）登録一覧」 2022/11/4 アクセス
- ・ tenki.jp『地震情報』 11/4 アクセス 2022/11/4 アクセス
- ・ 国土数値情報ダウンロードサービス『鉄道時系列データ』 2022/11/4 アクセス